

平成 2 5 年度相模原市一般会計予算

平成 2 5 年度相模原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 4 4 , 5 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 5 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 市税		千円 108,500,000
	5 市民税	49,737,993
	10 固定資産税	41,919,467
	15 軽自動車税	661,652
	20 市たばこ税	4,911,912
	30 事業所税	2,741,732
	35 都市計画税	8,527,244
10 地方譲与税		1,755,000
	7 地方揮発油譲与税	820,000
	10 自動車重量譲与税	900,000
	20 石油ガス譲与税	35,000
13 利子割交付金		220,000
	5 利子割交付金	220,000
16 配当割交付金		250,000
	5 配当割交付金	250,000
19 株式等譲渡所得割交付金		200,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	200,000
22 地方消費税交付金		6,000,000
	5 地方消費税交付金	6,000,000
25 ゴルフ場利用税交付金		200,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	200,000
31 自動車取得税交付金		1,070,000
	5 自動車取得税交付金	1,070,000
32 軽油引取税交付金		2,970,000
	5 軽油引取税交付金	2,970,000
34 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		1,219,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	1,219,000
37 地方特例交付金		660,000
	5 地方特例交付金	660,000
40 地方交付税		6,900,000
	5 地方交付税	6,900,000
43 交通安全対策特別交付金		300,000
	5 交通安全対策特別交付金	300,000

款	項	金額
46 分担金及び負担金		2,522,732
	5 負担金	2,522,732
50 使用料及び手数料		4,556,270
	5 使用料	3,051,454
	10 手数料	1,504,816
55 国庫支出金		43,385,779
	5 国庫負担金	33,351,116
	10 国庫補助金	9,854,981
	15 国庫委託金	179,682
60 県支出金		10,241,036
	5 県負担金	5,966,164
	10 県補助金	2,915,607
	15 県委託金	1,359,265
65 財産収入		125,115
	5 財産運用収入	102,416
	10 財産売却収入	22,699
70 寄附金		659,800
	5 寄附金	659,800
75 繰入金		11,580,141
	10 基金繰入金	11,537,436
	15 財産区繰入金	42,705
80 繰越金		2,000,000
	5 繰越金	2,000,000
85 諸収入		17,316,527
	5 延滞金加算金及び過料	180,026
	10 市預金利子	1,000
	15 貸付金元利収入	13,419,536
	22 収益事業収入	1,400,000
	25 雑入	2,315,965
90 市債		21,868,600
	5 市債	21,868,600
歳入	合計	244,500,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 1,062,864
	5 議会費	1,062,864
10 総務費		24,196,642
	5 総務管理費	13,960,923
	10 徴税費	2,154,475
	13 市民生活費	7,345,485
	15 選挙費	316,437
	20 統計調査費	122,382
	25 人事委員会費	120,000
	30 監査費	176,940
15 民生費		101,273,578
	5 社会福祉費	41,212,456
	10 児童福祉費	36,770,089
	15 生活保護費	23,291,033
20 衛生費		21,692,418
	5 保健衛生費	10,303,373
	10 清掃費	10,698,063
	15 環境保全費	690,982
25 労働費		1,051,530
	5 労働諸費	1,051,530
30 農林水産業費		930,939
	5 農業費	806,457
	10 林業費	124,482
35 商工費		15,342,322
	5 商工費	15,342,322
40 土木費		28,252,632
	5 道路橋りょう費	8,715,378
	10 河川費	454,274
	15 都市計画費	16,521,628
	20 公園費	1,763,956
	25 住宅費	797,396
45 消防費		7,880,390
	5 消防費	7,880,390

款	項	金 額
50 教育費		千円 18,496,258
	5 教育総務費	5,028,457
	10 小学校費	4,988,251
	15 中学校費	2,165,956
	18 幼稚園費	1,493,705
	20 社会教育費	3,245,185
	25 市民体育費	1,574,704
55 災害復旧費		160,000
	2 災害復旧費	160,000
60 公債費		23,474,427
	5 公債費	23,474,427
65 諸支出金		586,000
	5 諸費	586,000
70 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出	合 計	244,500,000

第 2 表 繼 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
10 総務費	05 総務管理費	市 民 会 館 改 修 事 業	千円	25	千円 675,526
			1,159,027	26	483,501
40 土木費	15 都市計画費	相 原 宮 下 道 路 改 良 事 業	25	25	282,153
			2,165,153	26	1,394,000
			27	27	489,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
相模原市土地開発公社事業 資金融資に対する債務保証 (平成25年度設定分)	平成25年度から 平成26年度まで	千円 借入金11,800,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市土地開発公社 先行取得公共用地購入事業 (平成25年度設定分)	平成25年度から 平成26年度まで	先行取得公共用地の 購入に要する経費 11,800,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市都市整備公社事業 資金融資に対する損失補償 (平成25年度設定分)	平成25年度から 平成26年度まで	借入金1,138,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市社会福祉協議会事業 資金融資に対する損失補償 (平成25年度設定分)	平成25年度から 平成26年度まで	借入金917,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)

第4表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(総務債) 文化施設整備費 防災対策整備費	千円 286,900 59,500			
(民生債) 老人福祉施設整備費 障害者福祉施設整備費 児童養護施設等整備費	1,326,900 46,800 76,900			
(衛生債) 塵芥処理施設建設費	1,396,000	借入先 ・財務省 ・その他	年 5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。
(土木債) 道路整備費 河川整備費 みどり対策費 市街地開発費 公園整備費 緑地保全事業費 街路整備費 都市交通対策事業費 住宅建設費 土地区画整理費	671,100 42,400 444,100 372,300 341,900 121,500 1,744,900 197,800 9,700 448,300	借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成25年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	
(消防債) 消防施設整備費	492,000			
(教育債) 教育施設整備費 小学校整備費 中学校整備費 文化財保存事業費	757,500 19,800 5,300 7,000			
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	13,000,000			
計	21,868,600			

平成 2 5 年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算

平成 2 5 年度相模原市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 2 , 1 8 2 , 0 0 0 千円、直営診療勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 6 5 , 0 0 0 千円と定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 国民健康保険税		千円 21,004,000
	5 国民健康保険税	21,004,000
10 使用料及び手数料		100
	5 手数料	100
15 国庫支出金		16,142,000
	5 国庫負担金	15,372,000
	10 国庫補助金	770,000
20 療養給付費交付金		2,783,000
	5 療養給付費交付金	2,783,000
22 前期高齢者交付金		19,370,000
	5 前期高齢者交付金	19,370,000
25 県支出金		4,713,000
	5 県負担金	542,000
	10 県補助金	4,171,000
30 共同事業交付金		8,186,000
	5 共同事業交付金	8,186,000
35 繰入金		9,679,000
	5 一般会計繰入金	9,679,000
40 繰越金		100,000
	5 繰越金	100,000
45 諸収入		204,900
	5 延滞金及び過料	75,900
	15 雑入	129,000
歳 入 合 計		82,182,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 992,000
	5 総務管理費	422,529
	10 徴税費	568,886
	15 運営協議会費	585
10 保険給付費		55,758,000
	5 療養諸費	48,941,400
	10 高額療養費	6,208,000
	15 移送費	1,500
	20 出産育児諸費	529,500
	25 葬祭諸費	77,600
12 後期高齢者支援金等		11,181,000
	5 後期高齢者支援金等	11,181,000
13 前期高齢者納付金等		8,000
	5 前期高齢者納付金等	8,000
15 老人保健拠出金		2,000
	5 老人保健拠出金	2,000
20 介護納付金		4,570,000
	5 介護納付金	4,570,000
25 共同事業拠出金		8,186,100
	5 共同事業拠出金	8,186,100
30 保健事業費		964,000
	2 特定健康診査等事業費	949,879
	5 保健事業費	14,121
35 公債費		900
	5 公債費	900
40 諸支出金		420,000
	5 償還金及び還付加算金	420,000
45 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出 合 計		82,182,000

第1表 歳入歳出予算（直営診療勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 診療収入		千円 203,700
	5 外来収入	185,700
	10 その他の診療収入	18,000
10 使用料及び手数料		600
	3 使用料	108
	5 手数料	492
15 国庫支出金		4,300
	10 国庫補助金	4,300
20 繰入金		39,000
	5 他会計繰入金	39,000
25 繰越金		10,000
	5 繰越金	10,000
30 諸収入		7,400
	7 受託事業収入	6,868
	10 雑入	532
歳 入 合 計		265,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 124,800
	5 施設管理費	124,800
10 医業費		104,300
	5 医業費	104,300
15 施設整備費		9,300
	5 施設整備費	9,300
20 公債費		25,000
	5 公債費	25,000
28 諸支出金		100
	5 償還金及び還付加算金	100
30 予備費		1,500
	5 予備費	1,500
歳 出 合 計		265,000

平成25年度相模原市介護保険事業特別会計予算

平成25年度相模原市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,455,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 保険料		千円 9,153,152
	5 介護保険料	9,153,152
10 使用料及び手数料		5,201
	10 手数料	5,201
15 国庫支出金		6,637,919
	5 国庫負担金	6,271,460
	10 国庫補助金	366,459
20 支払基金交付金		10,321,327
	5 支払基金交付金	10,321,327
25 県支出金		5,364,207
	5 県負担金	5,181,108
	7 県補助金	183,099
30 財産収入		8,908
	5 財産運用収入	8,908
40 繰入金		5,939,734
	5 一般会計繰入金	5,709,000
	10 基金繰入金	230,734
45 繰越金		10,000
	5 繰越金	10,000
50 諸収入		14,552
	5 延滞金及び過料	3
	15 雑入	14,549
歳入合計		37,455,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 956,418
	5 総務管理費	307,176
	10 徴収費	42,134
	15 介護認定審査会費	607,108
10 保険給付費		35,238,673
	5 介護サービス等諸費	34,499,173
	10 高額介護サービス等費	739,500
20 地域支援事業費		1,236,001
	5 地域支援事業費	1,236,001
25 基金積立金		8,908
	5 基金積立金	8,908
30 公債費		1,000
	5 公債費	1,000
35 諸支出金		13,000
	5 償還金及び還付加算金	13,000
45 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		37,455,000

平成25年度相模原市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成25年度相模原市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ180,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 繰入金		千円 4,000
	5 一般会計繰入金	4,000
10 繰越金		50,000
	5 繰越金	50,000
15 諸収入		126,000
	5 貸付金元利収入	125,790
	15 雑入	210
歳入合計		180,000

歳 出

款	項	金 額
5 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 179,850
	5 母子寡婦福祉資金貸付事業費	179,850
10 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		50
	5 償還金及び還付加算金	50
歳 出 合 計		180,000

平成25年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成25年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,050,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 後期高齢者医療保険料		千円 5,112,170
	5 後期高齢者医療保険料	5,112,170
10 使用料及び手数料		10
	10 手数料	10
25 繰入金		813,000
	5 一般会計繰入金	813,000
30 繰越金		60,000
	5 繰越金	60,000
35 諸収入		64,820
	5 延滞金及び過料	500
	10 償還金及び還付加算金	15,500
	20 雑入	48,820
歳入合計		6,050,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 133,405
	5 総務管理費	133,405
10 分担金及び負担金		5,890,995
	5 広域連合負担金	5,890,995
12 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		15,500
	5 償還金及び還付加算金	15,500
20 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		6,050,000

平成25年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算

平成25年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,728,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 駐車場事業収入		千円 876,222
	5 事業収入	876,222
15 財産収入		1,778
	5 財産運用収入	1,778
20 繰入金		820,000
	5 繰入金	820,000
25 繰越金		30,000
	5 繰越金	30,000
歳入合計		1,728,000

歳 出

款	項	金 額
5 駐車場事業費		千円 724,457
	5 駐車場管理費	724,457
10 公債費		1,002,543
	5 公債費	1,002,543
15 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,728,000

平成25年度相模原市簡易水道事業特別会計予算

平成25年度相模原市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ240,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 分担金及び負担金		千円 405
	5 分担金	405
10 使用料及び手数料		18,994
	5 使用料	18,971
	10 手数料	23
15 国庫支出金		37,000
	10 国庫補助金	37,000
25 財産収入		2,000
	5 財産運用収入	2,000
30 繰入金		92,600
	5 繰入金	92,600
35 繰越金		6,000
	5 繰越金	6,000
40 諸収入		1
	10 雑入	1
45 市債		83,000
	5 市債	83,000
歳 入 合 計		240,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 30,168
	5 総務管理費	30,168
10 簡易水道事業費		193,307
	5 簡易水道事業費	193,307
15 基金積立金		2,000
	5 基金積立金	2,000
20 公債費		13,625
	6 元金	5,310
	10 利子	8,315
25 予備費		900
	5 予備費	900
歳 出 合 計		240,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業費	千円 83,000	<p>借入先 ・財務省 ・その他</p> <p>借入方法 ・普通貸借 ・証券発行</p> <p>借入時期 平成25年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。</p>	<p style="text-align: center;">年 5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。</p>

平成 2 5 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成 2 5 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 , 6 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 , 0 0 0 千円と定める。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
10 繰入金		千円 7,000
	5 繰入金	7,000
20 市債		2,593,000
	5 市債	2,593,000
歳入合計		2,600,000

歳 出

款	項	金 額
10 公共用地先行取得事業費		千円 2,594,000
	5 公共用地先行取得事業費	2,594,000
15 公債費		6,000
	5 公債費	6,000
歳 出 合 計		2,600,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共用地先行取得 事 業 費	千円 2,593,000	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成25年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成25年度相模原市財産区特別会計予算

平成25年度相模原市財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ202,300千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
10 県支出金		千円 901
	5 県補助金	901
15 財産収入		196,967
	5 財産運用収入	196,967
20 繰入金		1,193
	5 基金繰入金	1,193
25 繰越金		3,239
	5 繰越金	3,239
歳入合計		202,300

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 158,058
	5 総務管理費	158,058
10 諸支出金		42,705
	5 繰出金	42,705
15 予備費		1,537
	5 予備費	1,537
歳 出 合 計		202,300

平成25年度相模原市公債管理特別会計予算

平成25年度相模原市公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,781,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 財産収入		千円 20,362
	5 財産運用収入	20,362
10 繰入金		34,260,638
	5 他会計繰入金	33,760,638
	10 基金繰入金	500,000
15 市債		500,000
	5 市債	500,000
歳入合計		34,781,000

歳 出

款	項	金 額
5 公債費		千円 34,781,000
	5 公債費	34,781,000
歳 出	合 計	34,781,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換	千円 500,000	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成25年度とする。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成 25 年度相模原市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 25 年度相模原市下水道事業会計の予算は、次により定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 処理区域内人口	681,728 人
2 主要な建設改良事業	
(1) 公共下水道整備事業 (管渠)	3,350,503 千円
(2) 公共下水道整備事業 (ポンプ場)	203,819 千円
(3) 市設置高度処理型浄化槽整備事業	467,068 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 公共下水道事業収益	15,471,709 千円
第 1 項 公共下水道営業収益	15,342,224 千円
第 2 項 公共下水道営業外収益	129,485 千円
第 2 款 農業集落排水事業収益	29,982 千円
第 1 項 農業集落排水営業収益	28,262 千円
第 2 項 農業集落排水営業外収益	1,720 千円
第 3 款 市設置高度処理型浄化槽事業収益	48,239 千円
第 1 項 市設置高度処理型浄化槽営業収益	48,238 千円
第 2 項 市設置高度処理型浄化槽営業外収益	1 千円

支 出

第 1 款 公共下水道事業費用	15,532,031 千円
第 1 項 公共下水道営業費用	12,675,729 千円
第 2 項 公共下水道営業外費用	2,806,650 千円
第 3 項 公共下水道特別損失	39,652 千円
第 4 項 公共下水道予備費	10,000 千円
第 2 款 農業集落排水事業費用	44,609 千円
第 1 項 農業集落排水営業費用	42,545 千円
第 2 項 農業集落排水営業外費用	2,064 千円
第 3 款 市設置高度処理型浄化槽事業費用	131,178 千円
第 1 項 市設置高度処理型浄化槽営業費用	128,851 千円
第 2 項 市設置高度処理型浄化槽営業外費用	1,050 千円
第 3 項 市設置高度処理型浄化槽特別損失	1,277 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,108,467千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額110,070千円、引継金474,970千円及び当年度分損益勘定留保資金3,523,427千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 公共下水道資本的収入	6,315,043 千円
第1項 公共下水道企業債	3,017,000 千円
第2項 公共下水道他会計負担金	2,429,305 千円
第3項 公共下水道分担金	21,994 千円
第4項 公共下水道負担金	13,444 千円
第5項 公共下水道出資金	2,000 千円
第6項 公共下水道国庫補助金	417,200 千円
第7項 公共下水道県補助金	411,100 千円
第8項 公共下水道その他資本的収入	3,000 千円
第2款 農業集落排水資本的収入	18,830 千円
第1項 農業集落排水他会計負担金	8,280 千円
第2項 農業集落排水分担金	150 千円
第3項 農業集落排水県補助金	10,400 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的収入	466,576 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽企業債	78,700 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽分担金	22,608 千円
第3項 市設置高度処理型浄化槽出資金	1,000 千円
第4項 市設置型浄化槽国庫補助金	74,948 千円
第5項 市設置型浄化槽県補助金	289,320 千円

支 出

第1款 公共下水道資本的支出	10,421,667 千円
第1項 公共下水道建設改良費	3,554,322 千円
第2項 公共下水道固定資産購入費	341,745 千円
第3項 公共下水道投資	2,000 千円
第4項 公共下水道企業債償還金	6,523,600 千円
第2款 農業集落排水資本的支出	19,181 千円
第1項 農業集落排水建設改良費	10,900 千円
第2項 農業集落排水企業債償還金	8,281 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的支出	468,068 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽建設改良費	467,068 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽投資	1,000 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,383,314千円及び1,841,217千円である。

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりとする。

款	項	事業名	総 額	年 度	年割額
			千円		千円
公共下水道 資本的支出	公共下水道 建設改良費	境川第25 - イ 雨水幹線整備 補助事業	1,313,655	24	265,200
				25	4,200
				26	1,044,255

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道 建設費充当	千円 2,542,900	借入先 ・財務省 ・その他	年5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは未償還額を借換えすることができ る。
流域下水道 負担金充当	328,100	借入方法 ・普通貸借 ・証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	
市設置高度 処理型浄化槽 建設費充当	78,700	借入時期 ・平成25年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。		
下水道事業 特別措置分 公債費充当	146,000			
合 計	3,095,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

833,756 千円

(他会計からの補助金)

第10条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,330,000千円である。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市表彰条例の一部を改正する条例について
相模原市表彰条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市表彰条例の一部を改正する条例
相模原市表彰条例(昭和35年相模原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「振興、公共の福祉増進」を「進展、公共の福祉の増進」に改め、「向上」の次に「、スポーツの振興」を加え、「功労」を「功労等」に改める。

第2条中「市政功労表彰」の次に「、文化・スポーツ表彰、特別表彰」を加える。

第3条第1号中「産業」を「本市の産業」に、「本市の公共の福祉増進」を「(以下「公共の福祉」という。)の増進」に、「業績」を「功労」に改め、同条第2号中「教育」を「本市の教育」に、「本市の文化振興」を「(以下「文化」という。)の向上又はスポーツの振興」に、「業績」を「功労」に改め、同条第4号中「業績」を「功労」に改める。

第10条を第12条とする。

第9条中「第4条又は第5条」を「第6条又は第7条」に改め、同条第3号中「第135条」を「第135条第1項第4号」に改め、同条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条中「表彰」の次に「(特別表彰を除く。)」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

2 特別表彰は、随時行う。

第6条第3項ただし書中「責」を「責め」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「教育、芸術、科学、福祉の向上等市民文化の進展」を「、本市の公共の福祉の増進、文化の向上又はスポーツの振興」に、「業績」を「功績」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項中「教育の振興、福祉の向上」を「本市の公共の福祉の増進又は教育の振興」に改め、同項第3号中「12年」を「8年」に改め、同項第4号中「第180条の5」を「第180条の5第1項又は第3項」に改め、同条第2項中「その年数に達しない者であっても、市長が特に功労顕著と認めたもの」を「自治功労表彰は、同項各号に掲げる者に相当すると市長が特に認めた者」に改め、「は、これを」を削り、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(文化・スポーツ表彰)

第4条 文化・スポーツ表彰は、市民又は本市に関係ある個人若しくは団体に、文化又はスポーツにおいて優秀な成績を収めたと認められるものに対して行う。

(特別表彰)

第5条 特別表彰は、市民又は本市に関係ある個人若しくは団体に、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本市の魅力及び知名度の向上に寄与し、その功績が極めて顕著であると認められるものに対して行う。

(1) 世界的又は全国的な競技会等において極めて優秀な成績を収めたもの

(2) 我が国の文化の向上及び発展に極めて大きな貢献をしたもの

附則第4項及び第6項中「第4条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案の理由

文化・スポーツ表彰及び特別表彰の新設に係る規定の追加、自治功労表彰の対象者の在職年数の変更に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 2 号関係資料

相模原市表彰条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 文化・スポーツ表彰の新設(第 2 条及び第 4 条関係)

これまで市政功労表彰で表彰していた文化・スポーツ分野の競技会等で優秀な成績を収めたものについて、新たに文化・スポーツ表彰を設け、表彰することとするもの

(2) 特別表彰の新設(第 2 条及び第 5 条関係)

世界的又は全国的な競技会等において極めて優秀な成績を収めたもの等で、かつ、本市の魅力及び知名度の向上に寄与し、その功績が極めて顕著であると認められるものについて、新たに特別表彰を設け、表彰することとするもの

(3) 自治功労表彰の対象者の在職年数の変更(第 6 条関係)

副市長の在職年数を 1 2 年から 8 年にするもの

2 施行期日

平成 2 5 年 4 月 1 日

議案第 1 2 号関係資料

相模原市表彰条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 文化・スポーツ表彰の新設(第 2 条及び第 4 条関係)

これまで市政功労表彰で表彰していた文化・スポーツ分野の競技会等で優秀な成績を収めたものについて、新たに文化・スポーツ表彰を設け、表彰することとするもの

(2) 特別表彰の新設(第 2 条及び第 5 条関係)

世界的又は全国的な競技会等において極めて優秀な成績を収めたもの等で、かつ、本市の魅力及び知名度の向上に寄与し、その功績が極めて顕著であると認められるものについて、新たに特別表彰を設け、表彰することとするもの

(3) 自治功労表彰の対象者の在職年数の変更(第 6 条関係)

副市長の在職年数を 1 2 年から 8 年にするもの

2 施行期日

平成 2 5 年 4 月 1 日

相模原市新型インフルエンザ等対策本部条例について
相模原市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、相模原市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第 2 条 相模原市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。
- 2 相模原市新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 相模原市新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

- 第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

提案の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の制定に伴い、同法の規定に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに設置する相模原市新型インフルエンザ等対策本部について所要の定めをいたしたく提案するものである。

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
(相模原市下水道条例の一部改正)

第 1 条 相模原市下水道条例(昭和 43 年相模原市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および都市下水路」を削り、「および使用」を「及び使用」に改める。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 9 号及び第 10 号を削り、第 11 号を第 8 号とし、第 12 号を第 9 号とし、第 13 号を第 10 号とする。

第 3 条第 2 号中「、公共ます等」を「公共ます等」に改める。

第 4 条第 2 項中「により」を「の」に改める。

第 5 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第 6 条第 2 項中「および」を「及び」に改める。

第 8 条第 1 項中「基づく」を「より条例で定める」に、「以下次項」を「次項」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項中「の各号」を削り、同条第 3 項中「かかる」を「係る」に改める。

第 8 条の 3 第 1 項中「の各号」を削り、同条第 4 項中「行つた」を「した」に改め、同条第 5 項中「かかる」を「係る」に改める。

第 9 条第 2 項中「第 20 条第 1 項の」の次に「規定による」を加える。

第 10 条第 1 項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、

「かかる」を「係る」に改める。

第14条第1項中「又は第29条第1項」を削る。

第15条第1項中「または第29条第1項」及び「または都市下水路」を削り、「、または」を「、又は」に改め、同条第2項中「前条」を「前条第1項」に、「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第16条第1項中「及び都市下水路」を削る。

第16条の2中「に規定する」を「の」に、「5年」を「、5年」に改める。

第16条の7中「還付しない」を「、還付しない」に改める。

第16条の11第1号中「住所、氏名」を「氏名又は住所」に改める。

第16条の12中「または都市下水路」を削り、「および」を「及び」に改める。

第19条中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に改める。

第22条中「一」を「いずれか」に改め、同条第3号中「又は第8条の3第1項」を「、第8条の3第1項」に、「行わなかつた」を「しなかつた」に改め、同条第7号中「第4条」の次に「若しくは第16条の10第1項」を加え、「、第16条の10第1項」を削る。

第23条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

(相模原市医療費助成条例の一部改正)

第2条 相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「小規模住居型児童養育事業」の次に「(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)」を加え、同条第7項第2号中「又はこれ」を「、又はこれ」に改める。

第3条第1項中「ものに」を「者に」に改め、同項第2号中「)第12条」を「)第12条第1項」に改め、同項第6号中「前条第3項」を「前条第3項各号」に改め、同条第2項中「ものと」を「者と」に改め、同条第3項第3号中「もの」を「者」に改め、同項第4号中「児童福祉法に規定する」を削る。

第5条第1項中「係る国民健康保険法」、「世帯主、高齢者医療確保法」及び「被保険者又は保険各法」の次に「の規定」を加え、「ものが」を「者が」に、

「同法第75条第2項」を「高齢者医療確保法第75条第2項」に改める。

第8条第1項ただし書中「第3条第1項第1号」を「同項第1号」に改める。

(相模原市立高齢者デイサービスセンター条例の一部改正)

第3条 相模原市立高齢者デイサービスセンター条例(平成8年相模原市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「新たに公募を行ういとまがない」を「特に緊急を要するため新たに公募を行う時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

第13条第1号中「第41条第1項本文及び第53条第1項本文に規定する指定居宅サービス(以下」を「第41条第1項に規定する指定居宅サービス及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下これらを)」に改める。

(相模原市立児童クラブ条例の一部改正)

第4条 相模原市立児童クラブ条例(平成11年相模原市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第21条の8」を「第21条の10」に改める。

第6条第1項ただし書中「別表に規定する」を削る。

第9条第1号中「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同条第3号中「第6条に規定する」を削る。

(相模原市高齢者家事援助条例の一部改正)

第5条 相模原市高齢者家事援助条例(平成12年相模原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、同条第5項」を「若しくは同条第5項」に、「第22条第8項の」を「第19条第1項に規定する」に改め、同条第4号中「第8条」を「第2条」に改める。

第5条第3項中「とき」を「場合」に、「場合」を「とき」に改める。

第6条中「、家事援助の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)に対し」を削り、同条第1号中「利用者」を「家事援助の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)」に改める。

(相模原市立けやき体育館条例の一部改正)

第6条 相模原市立けやき体育館条例(平成15年相模原市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「昭和35年法律第37号)第12条」を「昭和35年法律第

37号)第12条第1項」に改める。

第6条第1項中「者」を「もの」に改める。

第8条第1項中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

別表第1第1項第3号中「(以下「延長等に係る利用料金」という。)」を削る。

(相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例の一部改正)

第7条 相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例(平成17年相模原市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「児童相談所」の次に「又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所」を加え、「知的障害児」を「知的障害」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第16条第1号中「第4号」を「第5号」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「業務」の次に「のうち、市長が別に定めるもの」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 入所の制限等に関する業務

第17条中「第3条第2項」を「同条第2項」に改める。

(相模原市消防団に関する条例第3条第3項に規定する役員の任期の特例に関する条例及び個人の市民税の納期に係る相模原市市税賦課徴収条例の特例に関する条例の廃止)

第8条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 相模原市消防団に関する条例第3条第3項に規定する役員の任期の特例に関する条例(平成7年相模原市条例第14号)

(2) 個人の市民税の納期に係る相模原市市税賦課徴収条例の特例に関する条例(平成10年相模原市条例第17号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴い、適時性を確保するための規定の改正、法令の条項を引用する規定の整理、目的を達成した条例の

廃止その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 14 号関係資料

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の概要

1 改正又は廃止の内容

(1) 適時性を確保するため規定を改正するもの(第 1 条関係)

相模原市下水道条例(昭和 43 年相模原市条例第 26 号)

(2) 法令の条項を引用する規定を整理するもの(第 2 条から第 7 条まで関係)

ア 相模原市医療費助成条例(昭和 49 年相模原市条例第 13 号)

イ 相模原市立高齢者デイサービスセンター条例(平成 8 年相模原市条例第 23 号)

ウ 相模原市立児童クラブ条例(平成 11 年相模原市条例第 56 号)

エ 相模原市高齢者家事援助条例(平成 12 年相模原市条例第 9 号)

オ 相模原市立けやき体育館条例(平成 15 年相模原市条例第 29 号)

カ 相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例(平成 17 年相模原市条例第 102 号)

(3) 目的を達成したため廃止するもの(第 8 条関係)

ア 相模原市消防団に関する条例第 3 条第 3 項に規定する役員の任期の特例に関する条例(平成 7 年相模原市条例第 14 号)

イ 個人の市民税の納期に係る相模原市市税賦課徴収条例の特例に関する条例(平成 10 年相模原市条例第 17 号)

2 施行期日

公布の日

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。
別表市長の部相模原市米軍提供施設跡地利用対策審議会の項を削り、同部に次のように加える。

さがみはら森林ビジョン審議会	さがみはら森林ビジョン及びこれに基づく施策の実施状況について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	8 人以内	2 年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
----------------	---	-------	-----------------------------

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市米軍提供施設跡地利用対策審議会の廃止並びにさがみはら森林ビジョン及びこれに基づく施策の実施状況について調査審議させるためのさがみはら森林ビジョン審議会の設置をいたしたく提案するものである。

相模原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について
相模原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定
する。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号)
の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「ときにおける」を「場合において、市長が特に必要と認めた
ときは、」に、「在職期間を」を「在職期間(第2条第2項に規定する者に相当
する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含む。)を」に改め
る。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者(第6条第5項の規定に
より市長が特に必要と認めた者に限る。)に対する退職手当の算定の基礎とな
る勤続期間の計算について準用する。

第8条を削り、第8条の2を第8条とする。

第9条の見出し中「地方公務員等から」を「地方公務員等が」に、「なつた者」
を「なつた場合」に改め、同条第1項中「地方公務員等から」を「地方公務員等
が」に、「なつた者」を「なつた場合において、市長が特に必要と認めたときは、
その者」に改める。

(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和62年
相模原市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又

は改正後の条例第4条若しくは第5条」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」及び「、改正後の条例第3条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、改正後の条例第5条の8第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和62年相模原市条例第32号)附則第3項」とする。

附則第4項中「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第13条第1項各号に掲げる者を含む。))に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、改正後の条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は改正後の条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第5項中「、改正後の条例第5条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削る。

(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「44年」を「42年」に改め、「第2条の規定による改正後の」を削り、「相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の次に「(昭和62年相模原市条例第32号)」を加える。

(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年相模原市条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が」を「額(当該勤務期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として附則第7項の規定による改正前の条例第32号附則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上

4 2年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が」に改め、「附則第7項の規定による改正後の」及び「附則第9項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市職員の退職手当に関する条例第6条、第7条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後に職員又は副市長、教育長若しくは常勤の監査委員(以下「副市長等」という。)となった者の退職に係る退職手当について適用し、同日前に職員又は副市長等となった者の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和62年相模原市条例第32号。以下この項において「改正後の条例第32号」という。)附則第3項(改正後の条例第32号附則第5項及び第3条の規定による改正後の相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年相模原市条例第30号)附則第11項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、改正後の条例第32号附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年相模原市条例第45号)附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

提案の理由

国及び他の地方公共団体における退職手当制度の状況等を勘案し、職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の取扱いに関する規定の改正及び退職手当の支給水準の引下げその他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 6 号関係資料

相模原市職員の退職手当に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 勤続期間の計算に関する改正(第 1 条関係)

本市の職員以外の地方公務員等が引き続いて本市の職員等となった場合において、その者の本市の職員以外の地方公務員等としての在職期間を本市の職員等としての在職期間に含める者を市長が特に必要と認めた者に限ることとするもの

(2) 退職手当の支給水準の引下げ(第 2 条から第 4 条まで関係)

退職手当の支給水準を引き下げるため、退職手当の基本額の算出に使用する調整率を次の表のとおり、段階的に引き下げるもの

期間	調整率
現行	1 0 0 分の 1 0 4
平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 9 8
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 9 2
平成 2 7 年 4 月 1 日以降	1 0 0 分の 8 7

2 施行期日等

平成 2 5 年 4 月 1 日(1 (1) に係る規定は、施行の日以後に職員等となった者の退職に係る退職手当について適用)

相模原市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

相模原市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年相模原市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項」を削る。

第 15 条を第 24 条とし、第 14 条を第 23 条とし、第 13 条を第 22 条とする。

第 12 条第 1 項中「相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和 36 年相模原市条例第 3 号。以下「勤務条件条例」という。)」を「勤務条件条例」に改め、同条を第 21 条とする。

第 11 条中「次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)」を「次に掲げる職員」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第 20 条とする。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

第10条を第11条とし、同条の次に次の8条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第12条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 相模原市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第13条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第16条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過

したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第14条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。

- (1) 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和36年相模原市条例第3号。以下「勤務条件条例」という。)第3条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態

ア 日曜日及び土曜日を週休日(勤務条件条例第3条第1項に規定する週休日という。以下同じ。)とし、週休日以外の日において1日につき4時間勤務すること。

イ 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき4時間15分勤務すること。

- (2) 勤務条件条例第3条第3項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えない者に限る。)

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、20時間、21時間15分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、20時間、21時間15分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第15条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第16条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
 - (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務を承認した内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第17条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第18条 退職手当条例第5条の7第1項及び第6条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、退職手当条例第5条の7第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第19条 第8条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第8条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を定めて採用さ

れた職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法」に改め、「常勤の職員に支給する」を「第3条から前条までの規定にかかわらず、これらに規定する」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の給料月額、前項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合に得られる給料月額に相当する額に、相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案の理由

育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を容易にするための育児短時間勤務制度の導入に伴う規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 17 号関係資料

相模原市職員の育児休業等に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 第 1 条関係(相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する育児短時間勤務制度の導入に伴い、必要な事項を次のとおり定めるもの

ア 育児短時間勤務をすることができない職員を、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員及び定年による退職の特例により引き続き勤務している職員とするもの

イ 育児短時間勤務の終了後 1 年を経過しない場合に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情を、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと等とするもの

ウ 条例で定める育児短時間勤務の形態を次のとおりとするもの

(ア) 日曜日及び土曜日が週休日とされている職員 週休日以外の日において 1 日につき 4 時間又は 4 時間 15 分勤務すること。

(イ) (ア) 以外の職員 1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、20 時間、21 時間 15 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。

エ 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の 1 月前までに行うものとするもの

オ 育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情を規定するもの

カ 育児短時間勤務をした職員の退職手当について、育児短時間勤務をした期間の 3 分の 1 に相当する月数を在職期間から除算することとし、その計算の

基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の給料月額とするもの

(2) 第2条関係(相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

育児短時間勤務職員等に支給する月額で定められている特殊勤務手当の額は、相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例に定める額を超えない範囲内において、規則で定めるところにより算出した額とすることとするもの

(3) 第3条関係(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

特定任期付職員のうち、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、育児短時間勤務の承認を受けた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とすることとするもの

2 施行期日

平成25年4月1日

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和 36 年相模原市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 1 項の規定にかかわらず、」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又は」に改め、「勤務時間は」の次に「、第 1 項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項の規定により短時間勤務の職に採用された職員」を「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改め、「勤務時間は」の次に「、第 1 項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の 1 週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「、週休日」を「週休日」に改め、同条第2項中「前条の勤務時間」を「任命権者」に、「、任命権者がその割振りを行う」を「勤務時間を割り振る」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第4条第2項中「認める」を「認められる」に、「人事委員会規則で」を「人事委員会規則の」に改め、同条第3項中「人事委員会規則で」を「人事委員会規則の」に改める。

第7条の2第1項中「第13条の3第1項」を「第13条の4第1項」に改める。

第8条中「第3条第2項本文」を「第3条第2項」に改める。

第10条第1項第1号中「及び第3号」を削り、「(再任用短時間勤務職員」を「(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「20日に当該再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た」を「その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「人事委員会規則に」を「人事委員会規則の」に改める。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務することを命ずることができる。

第13条の3を第13条の4とする。

第13条の2第1項中「人事委員会規則で」を「人事委員会規則の」に、「正常な運営を妨げる」を「運営に支障がある」に改め、同条第2項及び第3項中「人事委員会規則で」を「人事委員会規則の」に、「前条」を「第13条」に改め、同条第4項中「(以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者」を「)が、

人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第12条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」に、「職員が、人事委員会規則で」を「職員が、人事委員会規則の」に改め、同条第5項中「関し」を「ついて」に改め、同条を第13条の3とし、第13条の次に次の1条を加える。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第13条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(職員が育児又は介護を行うためのものとして、始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校に就学している子のある職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第12条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第12条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第16条中「関し」を「ついて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

2 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条第5項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第11条第5項中「第13条の3」を「第13条の4」に改める。

提案の理由

育児短時間勤務制度の導入に伴う育児短時間勤務職員等の勤務時間等に関する規定の追加、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を容易にするための早出遅出勤務制度の新設その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 18 号関係資料

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 育児短時間勤務職員等の勤務時間等に関する規定の追加(第2条及び第3条関係)

育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間については、当該育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が定めることとし、育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間については、当該育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が割り振ることとするもの

(2) 育児短時間勤務職員等の年次休暇に関する規定の追加(第10条関係)

育児短時間勤務職員等の年次休暇については、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とするもの

(3) 育児短時間勤務職員等の時間外勤務及び休日勤務に関する規定の追加(第13条関係)

育児短時間勤務職員等については、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日に勤務することを命じることができることとするもの

(4) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に関する規定の追加(第13条の2関係)

次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子又は要介護者を養育し、又は介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせることとするもの

ア 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

イ 小学校に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるもの

ウ 要介護者のある職員

2 施行期日

平成25年4月1日

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第 3 条第 4 項中「相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 6 条第 1 項第 1 号若しくは第 18 条第 1 項又は相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、「平成 15 年相模原市条例第 39 号」の次に「。以下「任期付職員条例」という。」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条第 5 項中「相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「育児休業法第 18 条第 1 項又は任期付職員条例」に改める。

第 3 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 3 条の 3 育児休業法第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第 3 条第 2 項及び第 4 項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に得られる給料月額に相当する額に、勤務条件条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。

第 5 条第 3 項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等」を加える。

第7条の3第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員であるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第11条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の4第4項中「扶養手当の月額」の次に「(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあつては、その額を算出率で除して得た額)」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)」を加える。

第14条の7第3項中「給料の月額」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)」を加える。

第14条の10第1項中「第183条において準用する場合を含む。）」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条」を加える。

第15条の2第1項中「次項において同じ。）」については、予算の範囲内において、規則で定める賃金を「以下「臨時的任用職員等」という。)の給与として、賃金、通勤に要する費用に相当する額(以下「通勤費」という。)及び割増賃金」に改め、同条第2項中「前項」を「前各項」に、「臨時的任用職員及び非常勤職員」を「臨時的任用職員等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 臨時的任用職員等の賃金は、職務の内容、勤務の形態等を考慮し、勤務1日につき、29,000円を超えない範囲内において、規則で定める額とする。
- 3 臨時的任用職員等の通勤費は、勤務の状況に応じ、職員との均衡を考慮して規則で定める額とする。
- 4 臨時的任用職員等の割増賃金は、あらかじめ割り振られた勤務時間を超えて勤務した場合に、第2項の賃金を勤務時間数で除して得た額に規則で定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第14条の10の改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の施行の日から施行する。

提案の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の制定に伴う新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設、育児短時間勤務制度の導入に伴う育児短時間勤務職員等の給与に関する規定の追加、自ら所有する住宅等に居住している職員に支給する住居手当の廃止、臨時的任用職員等の給与に係る規定の整備その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第19号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設(第2条及び第14条の10関係)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を、他の地方公共団体等から派遣された職員に対して支給する災害派遣手当に準じて新設するもの

(2) 育児短時間勤務職員等の給与に関する規定の追加(第3条の3、第11条、第14条の4及び第14条の7関係)

ア 育児短時間勤務職員等の給料月額

育児短時間勤務職員等の給料月額は、育児短時間勤務をしなかった場合の給料月額に相当する額に、育児短時間勤務の承認を受けた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とするもの

イ 育児短時間勤務職員等の時間外勤務手当

育児短時間勤務職員等には、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日の正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとするもの

ウ 育児短時間勤務職員等の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額

育児短時間勤務職員等の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の算定に当たっては、当該職員の給料の月額を算出率で除して得た額を給料の月額とするもの

(3) 自ら所有する住宅等に居住している職員に支給する住居手当の廃止(第7条の3関係)

職員の所有に係る住宅等のうち当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員に支給する住居手当を廃止するもの

(4) 臨時的任用職員等の給与に係る規定の整備(第 1 5 条の 2 関係)

臨時的任用職員及び非常勤職員に支給する賃金等の額及び支給方法の規定を
整備するもの

2 施行期日

(1) 1 (1) に係る規定 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日

(2) 1 (2) から (4) までに係る規定 平成 2 5 年 4 月 1 日

相模原市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例について

相模原市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 152 条第 1 項第 3 号及び第 4 項第 2 号の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(調査等の対象となる法人)

第 2 条 政令第 152 条第 1 項第 3 号の条例で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社(市及び 1 又は 2 以上の同項第 2 号に掲げる法人(同条第 2 項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。))が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を含む。)とする。

2 政令第 152 条第 4 項第 2 号の条例で定める法人は、市がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 に相当する額以上 2 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市特別会計条例の一部を改正する条例について
相模原市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市特別会計条例の一部を改正する条例
相模原市特別会計条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 相模原市公共用地先行取得事業特別会計

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

公共用地を先行取得するに当たり、その財源として公共用地先行取得等事業債を充当するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 0 9 条第 2 項の規定により、特別会計を設置いたしたく提案するものである。

相模原市相模川ダム周辺地域振興基金条例について
相模原市相模川ダム周辺地域振興基金条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市相模川ダム周辺地域振興基金条例

(設置)

第 1 条 相模川ダム周辺地域(編入前の城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の区域をいう。)の振興及び住民の生活基盤の向上のための事業(以下「事業」という。)の財源とするため、相模原市相模川ダム周辺地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 5 億円

(2) 第 4 条第 2 項の規定による基金編入額

(3) 事業の趣旨に添う寄附金の額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の用途等)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業に要する費用に充てるものとする。

2 前項の場合において、剰余金が生じたときは、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金のうち、第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する額は、事業に要する費用

に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金の解散に伴い、その残余財産の引渡しを受け、当該財産を原資として相模川ダム周辺地域の振興及び住民の生活基盤の向上のための事業の財源とするため、基金の設置その他所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
相模原市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市土地開発基金条例の一部を改正する条例
相模原市土地開発基金条例(昭和 44 年相模原市条例第 34 号)の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

相模原市土地取得基金条例

第 1 条中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「はかる」を
「図る」に、「相模原市土地開発基金」を「相模原市土地取得基金」に改める。

第 2 条第 1 項中「5,000 万円」を「20 億円」に改め、同条第 2 項中「基
金」を「基金」に、「をする」を「又はその一部を処分する」に改め、同条第
3 項中「より積み立てが行なわれた」を「よる積み立て又は処分が行われた」に、
「積み立て額」を「積立額」に、「増加する」を「増加し、又は処分額相当額減
少する」に改める。

第 4 条中「确实有利な」を「确实かつ有利な」に改める。

第 5 条中「および」を「及び」に改める。

第 6 条中「相模原市一般会計の歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改
める。

第 7 条を次のように改める。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

(相模原市広場基金条例の廃止)

- 2 相模原市広場基金条例(昭和61年相模原市条例第10号)は、廃止する。

提案の理由

相模原市土地開発基金及び相模原市広場基金を統合するための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市税条例の一部を改正する条例
相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。
附則中第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条
を加える。

(個人の市民税の税率の特例)

第 9 条 平成 2 6 年度から平成 3 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均
等割の税率は、第 1 0 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 5 0 0
円を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要
な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成 2 3 年法律第 1 1 8
号)の制定に伴い、本市が緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源
を確保するため、平成 2 6 年度から平成 3 5 年度までの各年度分の個人の市民税
に限り、均等割の税率を引き上げるための規定の追加をいたしたく提案するもの
である。

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号エ中「第 32 条の 2 第 7 項」を「第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)の改正により追加された適格都道府県暴力追放運動推進センターの役員等に関する罰金の刑に処せられた役員が属する特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人の欠格事由から除外するための規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市地域医療医師修学資金貸付条例について
相模原市地域医療医師修学資金貸付条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市地域医療医師修学資金貸付条例

(目的)

第 1 条 この条例は、将来市内において総合的な診療能力を有する医師の業務等(以下「総合診療医業務」という。)に従事し地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、相模原市地域医療医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けに関し必要な事項を定め、もって良質かつ適切な地域医療体制の充実並びに市民の保健、医療及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師育成課程 学校法人北里研究所が設置する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学(以下「大学」という。)が置く同法第 87 条第 2 項に規定する医学を履修する課程をいう。
- (2) 特定期間 第 7 条に規定する修学資金の貸付期間(第 8 条第 1 項に規定する休学等の期間を除く。)の 2 分の 3 に相当する期間(当該期間が 6 年に満たないときは、これを 6 年とし、当該期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを 1 年に切り上げるものとする。)をいう。
- (3) 臨床研修 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいう。
- (4) 特定医師業務 指定病院(医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院のうち、市長が指定するものをいう。以下同じ。)その他市長が指定する医療機関(医療

法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)等における総合診療医業務をいう。

- (5) 特定勤務 大学を卒業する日の属する年度(以下「卒業年度」という。)から大学を卒業する日から起算して2年を経過する日の属する年度(以下「卒業後年度」という。)までの間に実施される医師国家試験に合格した後、速やかに医師免許を取得し、直ちに、指定病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した後引き続き特定医師業務に従事することをいう。

(修学資金の貸付け)

第3条 市長は、医師育成課程を履修する者として大学に入学を許可された者で、次に掲げる条件を備えたものに修学資金を貸し付けることができる。

- (1) 学業成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。
(2) 特定期間、特定勤務を行い、当該勤務終了後市内の医療機関等において総合診療医業務に従事する意思を有すること。
(3) 同種の修学に要する資金等(以下「同種修学資金等」という。)の貸付けを受けていないこと又は受けようとする意思を有していないこと。

2 修学資金(第9条の規定により貸付けが廃止された場合にあっては、当該廃止された日の属する月の分を含む回まで貸し付けられた修学資金)には、貸付けを受けた日の翌日から同条の規定により貸付けが廃止された日又は第7条に規定する貸付期間が終了する月の末日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息(その利息の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を付する。

3 前項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

(修学生の選考)

第5条 市長は、選考によって修学資金の貸付けを受ける者(以下「修学生」という。)を決定する。

(修学資金の額)

第6条 修学資金の額は、大学が定める納入金の額のうち、修学に必要な費用とし

て市長が認めるものとする。

(貸付期間)

第7条 修学資金の貸付期間は、市長が定める月から大学を卒業する日の属する月までとする。

(貸付けの休止)

第8条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由(以下「休学等の事由」という。)が生じた日の属する月の翌月から休学等の事由が消滅した日の属する月までの期間(以下「休学等の期間」という。)の分の修学資金の貸付けを休止することができる。

(1) 休学したとき。

(2) 停学の処分を受けたとき。

(3) 留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したとき。

2 前項の場合において、休学等の期間の分の修学資金として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。

(貸付けの廃止)

第9条 修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸付けを廃止する。

(1) 修学生であることを辞退したとき。

(2) 大学を退学し、又は退学若しくは除籍させられたとき。

(3) 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがないと認められるとき。

(4) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。

(5) 同種修学資金等の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。

(6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(返還義務)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長が定める日までに、貸付けを受けた修学資金の全額と第3条第2項に規定する利息の額を合計した額(以下「修学資金等」という。)を返還しなければな

らない。

- (1) 第 7 条に規定する貸付期間が終了したとき。
 - (2) 前条の規定により修学資金の貸付けが廃止されたとき。
- (債務の免除)

第 1 1 条 前条の規定(同条第 1 号に該当する場合に限る。)にかかわらず、市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還期日が到来していない債務を免除する。

- (1) 特定期間、特定勤務を行ったとき。この場合において、臨床研修を受けた期間が 2 年を超えた場合にあっては、当該期間を 2 年とする。
- (2) 特定勤務を行っている間において、特定勤務に起因する事故により死亡し、又は負傷若しくは疾病により心身に故障が生じたため特定勤務を行うことができなくなったとき。

2 前項第 1 号の場合において、被災、負傷、疾病その他やむを得ない事情により特定医師業務に従事できなかったときは、引き続き当該特定医師業務に従事したものとみなす。この場合において、特定期間には、特定医師業務に従事できなかった期間は算入しない。

3 前条の規定にかかわらず、市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還期日が到来していない債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡、心身の故障その他特別の事情により修学資金等を返還する能力を失ったと認められるとき(第 1 項第 2 号に該当する場合を除く。)。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるとき。

(返還の猶予)

第 1 2 条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が、特定期間、特定勤務を行った後に市内の医療機関等において総合診療医業務に従事する意思を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予することができる。

- (1) 卒業年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、卒業後年度までの間に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を取得する意思を有しているとき。
- (2) 特定勤務を行っているとき。

(3) 被災、負傷、疾病その他やむを得ない事情により修学資金等の返還が困難であると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、修学資金等を直ちに返還させることが適当でないとして認められるとき。

(延滞金の徴収)

第13条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく修学資金等を返還すべき日までに修学資金等を返還しなかったときは、当該修学資金等を返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を延滞金として徴収する。

2 第3条第3項の規定は、前項の延滞金について準用する。

3 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事情があるときは、第1項の延滞金を減免することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案の理由

将来市内において総合的な診療能力を有する医師の業務等に従事し地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、相模原市地域医療医師修学資金の貸付けについて所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市敬老金条例の一部を改正する条例について
相模原市敬老金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市敬老金条例の一部を改正する条例
相模原市敬老金条例(昭和 47 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「祝い、」の次に「及び」を加える。

第 2 条中「できる者」の次に「(以下「受給資格者」という。)」を加え、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 敬老金を支給する時期(以下「支給時期」という。)の属する年の 3 月 31 日から翌年の 3 月 30 日までの間に 88 歳又は 100 歳に達する者

第 2 条第 2 号中「毎年」を「支給時期の属する年の」に改め、「基づき」の次に「本市の」を加える。

第 3 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号から第 6 号までを削り、同条第 7 号中「以上」を削り、同号を同条第 2 号とする。

第 4 条を次のように改める。

(支給時期)

第 4 条 支給時期は、9 月とする。ただし、9 月に支給することができない場合には、この限りでない。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(支給の特例)

第 5 条 市長は、受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべきであった敬老金があるときは、市長が定める者に支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 25 年に支給する敬老金に関する改正後の第 2 条第 1 号の規定の適用については、同号中「3 月 31 日から」とあるのは「前年の 9 月 16 日から支給時期の属する年の」とする。

提案の理由

敬老金の受給対象者の変更、支給時期の例外規定の追加、支給の特例規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 27 号関係資料

相模原市敬老金条例の改正の概要

1 改正の概要

(1) 敬老金の受給対象者の変更(第2条関係)

敬老金の受給対象者を次のとおりとするもの

ア 現行の77歳、80歳、88歳、90歳、95歳、99歳及び100歳以上の者から、88歳及び100歳の者とするもの

イ 現行の毎年9月15日において受給対象年齢である者から、敬老金を支給する時期の属する年の3月31日から翌年の3月30日までの間に受給対象年齢に達する者とするもの

(2) 敬老金の支給時期の例外規定の追加(第4条関係)

敬老金の支給時期について、支給時期に支給することができない場合には、支給時期以外においても支給することができる規定を追加するもの

(3) 敬老金の支給の特例規定の追加(第5条関係)

受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべきであった敬老金があるときは、市長が定める者に支給することができる規定を追加するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成25年4月1日

(2) 経過措置

平成25年の敬老金の支給においては、平成24年9月16日から平成26年3月30日までの間に88歳又は100歳に達する者を受給対象者とするもの

相模原市子ども・子育て会議条例について
相模原市子ども・子育て会議条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づく合議制の機関として設置する相模原市子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画について、調査し、審議し、及び意見を建議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の住民
- (2) 事業主及び労働者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、第2条の事務に係る専門的事項を調査させ、及び審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 第5条第1項及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第5条第1項及び前条中「審議会」とあるのは「部会」と、第5条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会で調査し、及び審議した事項は、審議会の会議において報告するものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども・子育て支援事務主管課で処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長

が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の設置に関する条例(昭和 3 7 年相模原市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市次世代育成支援行動計画推進会議の項を削る。

提案の理由

子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)第 7 7 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づく合議制の機関として設置する相模原市子ども・子育て会議の組織及び運営について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について
相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例
相模原市都市公園条例(昭和 45 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および」を「及び」に改める。

第 3 条第 1 項中「の各号」を削る。

第 4 条中「または」を「又は」に改める。

第 5 条中「の各号」を削る。

第 6 条(見出しを含む。)中「または」を「又は」に改める。

第 6 条の 3 第 1 項中「児童交通公園」の次に「、道保川公園のうち市長が別に定める区域」を加える。

第 7 条中「の各号」を削り、同条第 3 号ア中「すでに」を「既に」に改める。

第 8 条中「の各号」を削り、同条第 1 号ウ中「および」を「及び」に改め、同条第 2 号ア中「すでに」を「既に」に、「および」を「及び」に改め、同号イ中「および」を「及び」に改める。

第 14 条第 2 項及び第 15 条第 1 項中「または」を「又は」に改める。

第 19 条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第 20 条中「の左欄」を削り、「同表の右欄に掲げるもの」を「法人その他の団体」に改める。

第 20 条の 4 第 1 項中「第 20 条に規定する」を「法人その他の」に改める。

第 20 条の 6 ただし書中「うち」の次に「、道保川公園の管理を行う指定管理者にあつては第 2 号の業務を」を、「及びスポーツ広場を除く。）」の次に「、相模大野中央公園」を加え、「第 2 号」を「第 2 号」に改める。

別表第1の2中

「

児童交通公園		1月4日～12月28日。ただし、	9時～16時30分
動物 広場	ポニー乗馬場	月曜日(休日に当たる日を除く。)及び休日の翌日(休日、土曜日又は日曜日に当たる日を除く。)は、休場日とする。	(5月～8月)10時～16時30分 (9月～4月)10時～15時30分
	上記以外		(5月～8月)9時30分～17時 (9月～4月)9時30分～16時

」

を

「

児童交通公園		1月4日～12月28日。ただし、月曜日(休日に当たる日を除く。)及び休日の翌日(休日、土曜日又は日曜日に当たる日を除く。)は、休場日とする。	9時～16時30分
道保川公園のうち市長が別に定める区域		1月1日～12月31日	(4月～9月)7時～18時 (10月及び3月)8時～17時 (11月～2月)8時～16時
	ポニー乗馬場	1月4日～12月28日。ただし、月曜日(休日に	(5月～8月)10時～16時30分 (9月～4月)10時～15時30分

動物 広場		当たる日を除く。)及び休日の翌日(休日、土曜日又は日曜日に当たる日を除く。)は、休場日とする。	
	上記以外		(5月～8月)9時30分～17時 (9月～4月)9時30分～16時

」

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第20条関係)

指定管理者による管理を行う都市公園
鹿沼公園
横山公園
相模台公園
道保川公園
相模原麻溝公園
淵野辺公園
相模大野中央公園
相模原北公園
小山公園
津久井又野公園
相模湖林間公園
古淵鶴野森公園

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の相模原市都市公園条例(以下「新条例」という。)第6条の3、第20条、第20条の6、別表第1の2及び別表第3の規定は、平成26年4月1日以後の新条例別表第3に掲げる都市公園又はその一部(以下「都市公

園等」という。)の管理について適用し、同日前の都市公園等の管理については、
なお従前の例による。

提案の理由

指定管理者として都市公園等の管理を行わせるものの規定の改正、道保川公園
及び相模大野中央公園の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定の追加そ
の他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市営霊園条例の一部を改正する条例について
相模原市営霊園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市営霊園条例の一部を改正する条例
相模原市営霊園条例(平成 2 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。
第 7 条第 2 項中「つど」を「都度」に改める。
第 35 条第 1 項中「第 28 条第 1 項第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に改める。
第 43 条第 1 項中「行う者」を「行うもの」に改める。
第 47 条中「市が出資する法人」を「法人その他の団体」に改める。
第 49 条第 1 項中「する者」を「するもの」に改め、同条第 2 項中「した者」を「したもの」に改め、同項第 2 号中「者」を「もの」に改める。
第 50 条第 1 項中「新たに指定管理者の公募を行ういとまがない」を「特に緊急を要するため新たに指定管理者の公募を行う時間的余裕がないことが明らかである」に、「市が出資する法人」を「法人その他の団体」に改め、同項第 1 号中「した者」を「したもの」に、「その者」を「そのもの」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「者」を「もの」に改め、同条第 2 項中「法人」を「団体」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 47 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の相模原市営霊園の管理について適用し、同日前の相模原市営霊園の管理については、なお従前の例による。

提案の理由

指定管理者として相模原市営霊園の管理を行わせるものの規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について
相模原市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市立公民館条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 5 1 号)の一部を次のように改正する。

別表小山公民館の項中「相模原市中央区向陽町 8 番 1 号」を「相模原市中央区向陽町 1 番 8 号」に改める。

第 2 条 相模原市立公民館条例の一部を次のように改正する。

別表小山公民館の項中「相模原市中央区向陽町 1 番 8 号」を「相模原市中央区向陽町 8 番 1 号」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 5 年 7 月 2 7 日から、第 2 条の規定は公布の日から起算して 1 年 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

相模原市立小山公民館の大規模改修工事及び増築工事に伴い、その位置を、工事期間中は仮設の施設の所在地に、工事終了後は現在の施設の所在地に変更いたしたく提案するものである。

案内図

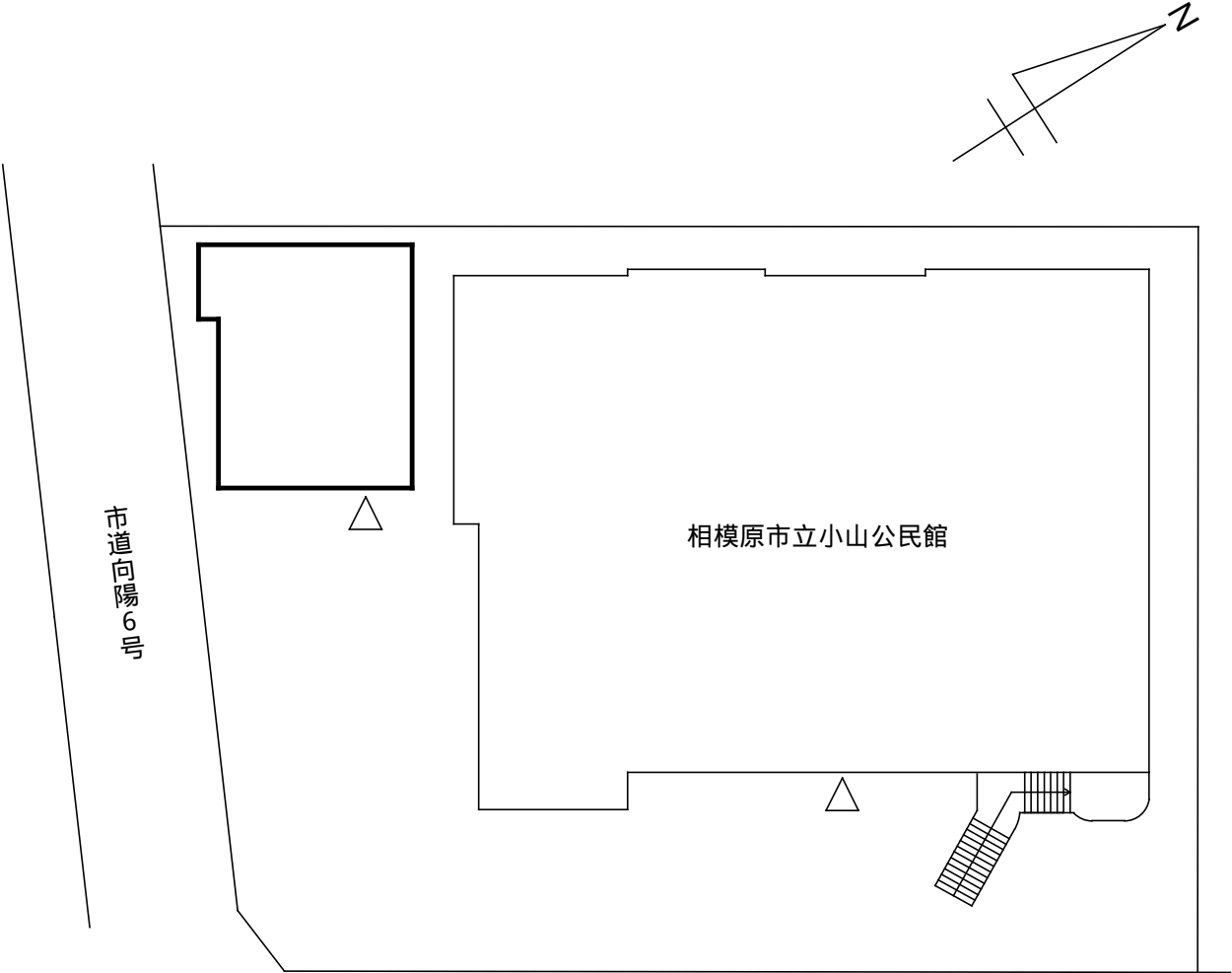


施設の概要

() 改修前

区分	仮設	改修後
位置	相模原市中央区向陽町 1 番 8 号	相模原市中央区向陽町 8 番 1 号
構造	鉄骨造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建 一部鉄骨造平屋建
建築面積	318.61 m ²	665.76 m ² (586.65 m ²)
延べ床面積	591.94 m ² うち公民館部分 330.09 m ²	1,016.90 m ² (938.06 m ²)

配置図(改修後)

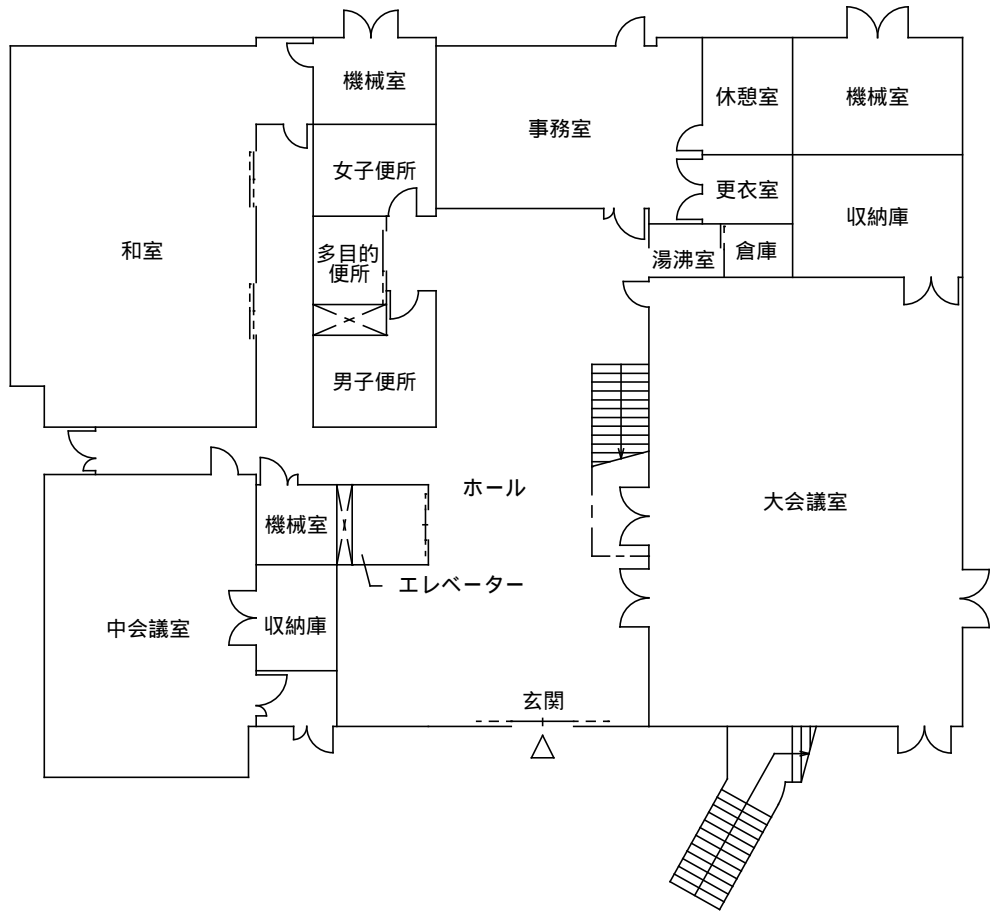


市道すすきの氷川

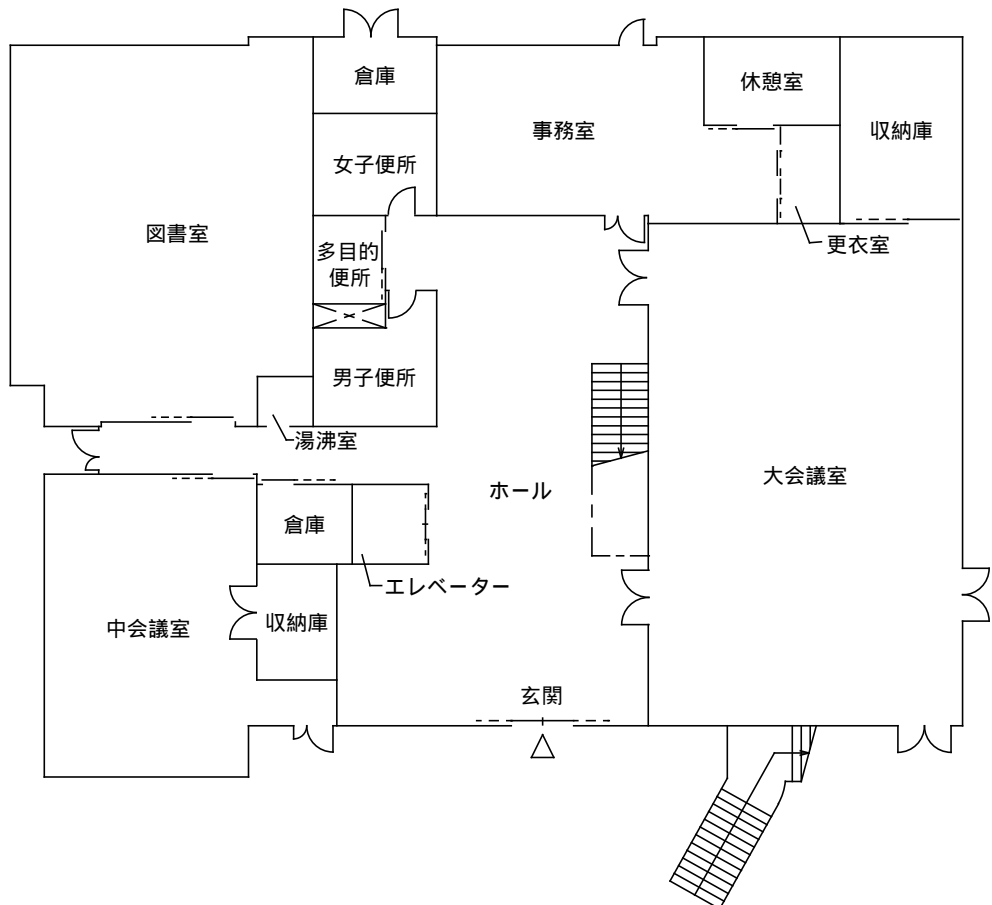
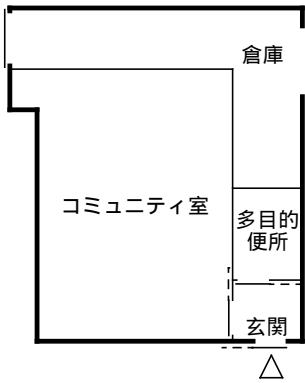
凡 例

 増築部分

1階平面図(改修前)



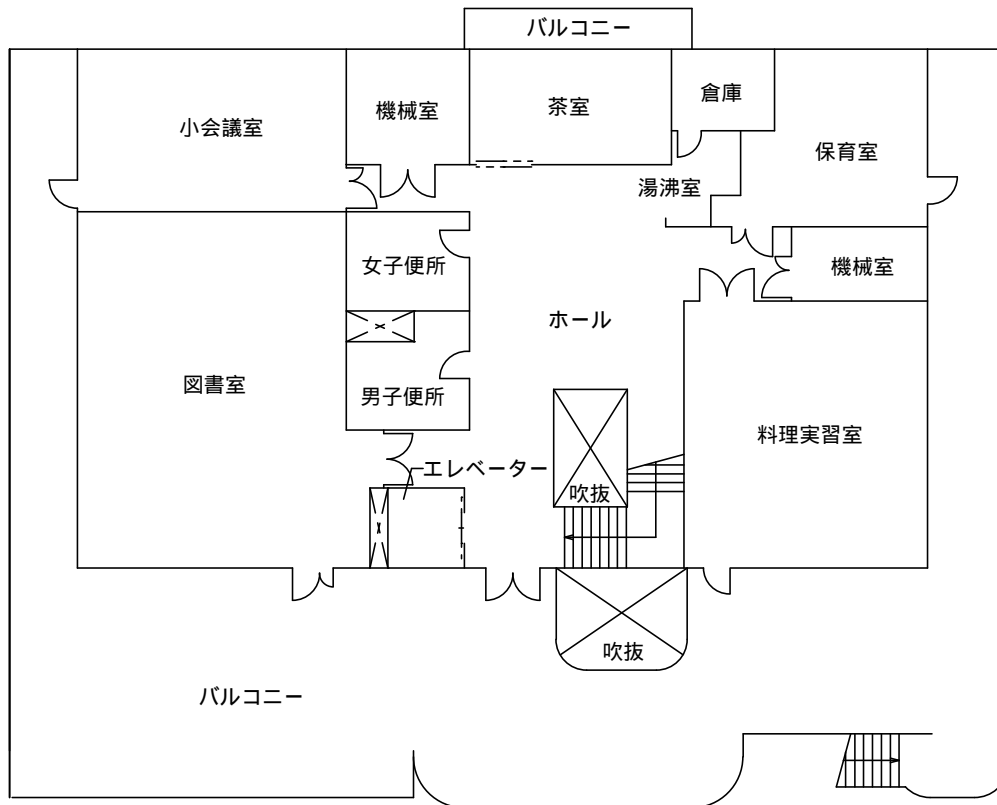
1階平面図(改修後)



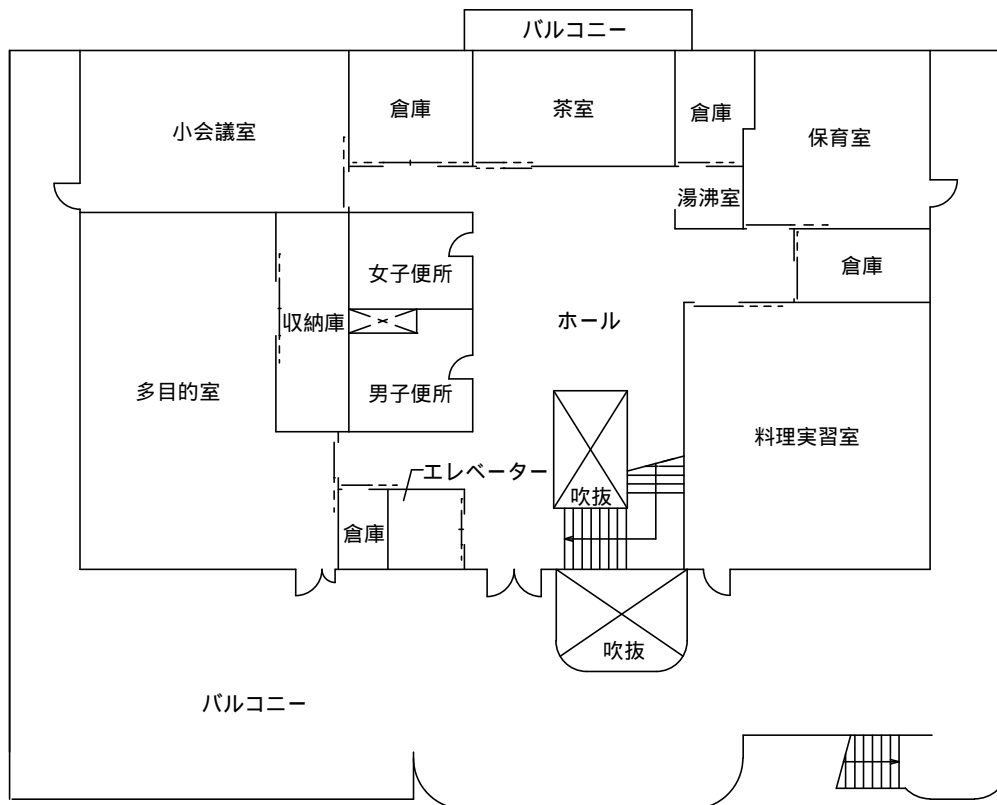
凡例

増築部分

2階平面図(改修前)



2階平面図(改修後)



工事請負契約について
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 工事の名称
公共下水道境川第 2 5 - イ雨水幹線整備工事(1 工区)
- 2 工事の場所
相模原市南区相模大野 4 丁目 4 0 0 9 番 1 から南区若松 3 丁目 3 8 5 7 番 4 まで
- 3 契約金額
1 , 0 7 3 , 6 2 5 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方
横浜市西区北幸 2 丁目 8 番 1 9 号
西松建設・萩原造園土木・日栄建設共同企業体
代表者 西松建設株式会社横浜営業所
所長 手 塚 裕 紀
- 5 履行期限
本契約締結の日から 7 1 0 日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

提案の理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 2 2 号)第 2 条の規定により提案するものである。

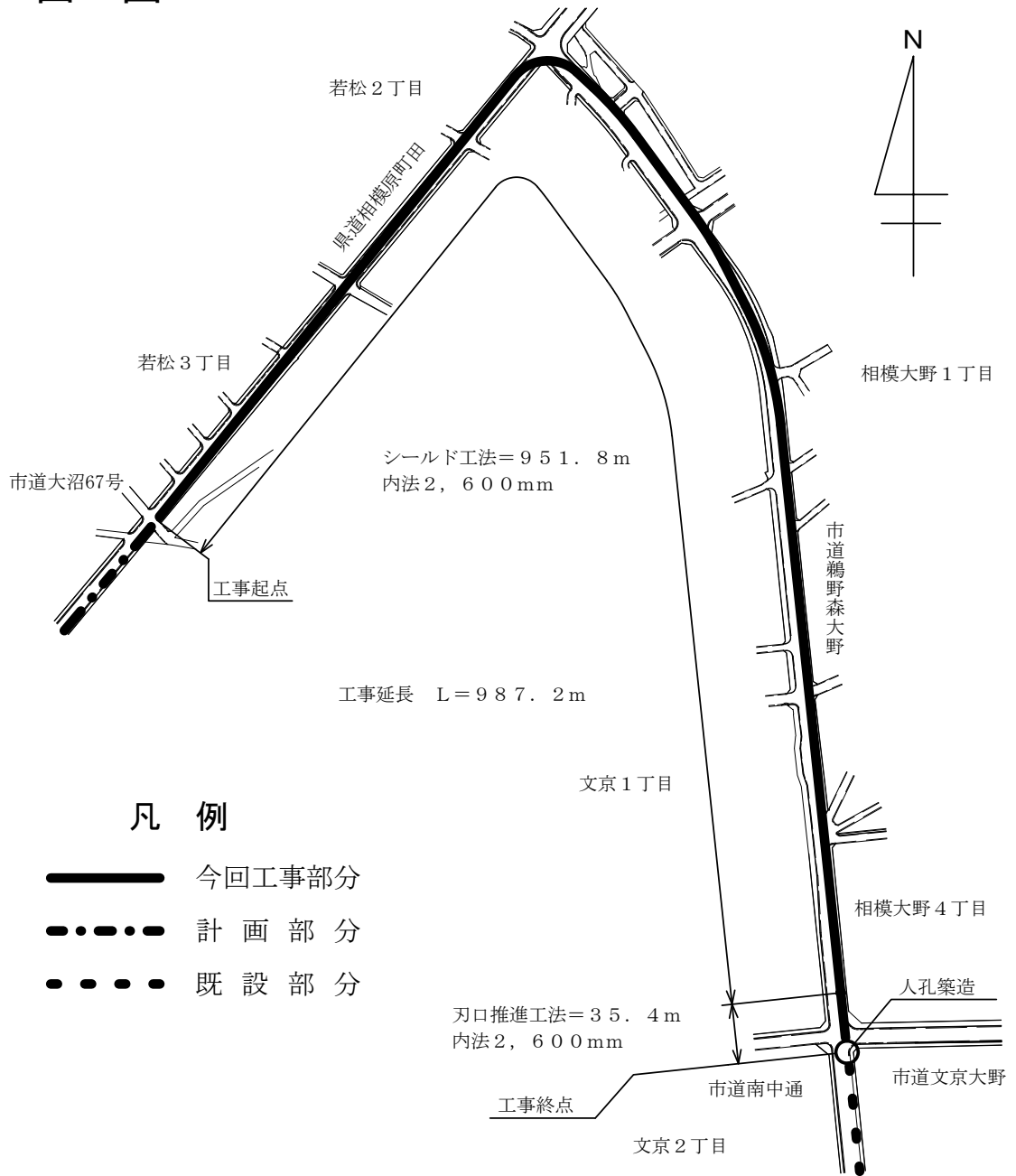
案内図



凡例

- 今回工事部分
- · - · - 計画部分
- - - 既設部分

平面図



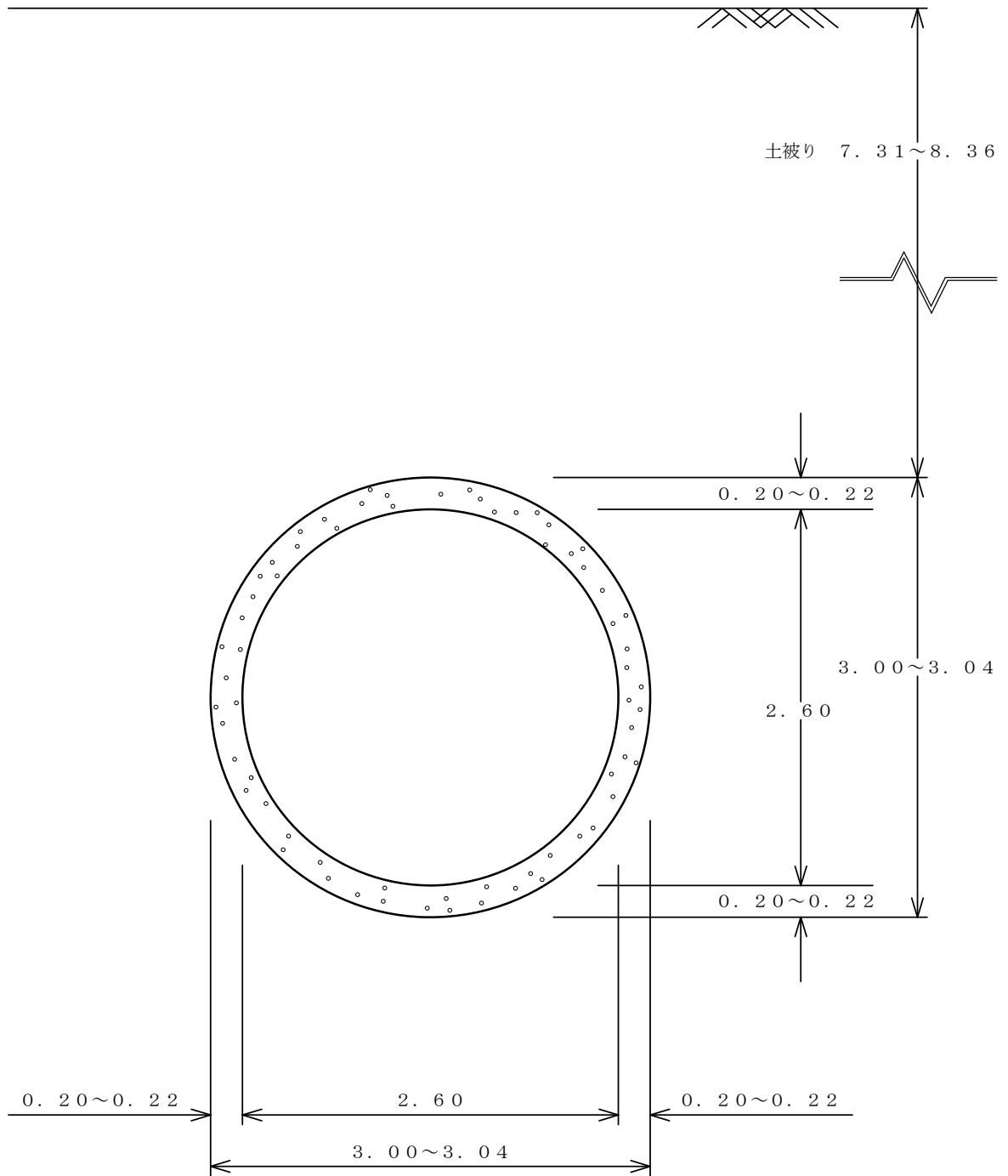
凡例

- 今回工事部分
- 計画部分
- 既設部分

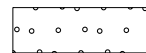
工 法	シールド工法		刃口推進工法
勾 配	2.0‰		2.5‰
地 盤 高 (単位m)	95.61	92.66	92.66
土 被 り (単位m)	8.36	7.31	7.40
管 底 高 (単位m)	84.50	82.53	82.44
追 加 距 離 (単位m)	0.00	951.80	987.20

構造図

(単位 m)



凡例



コンクリート

議案第 3 2 号関係資料(その 2)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

横浜市西区北幸 2 丁目 8 番 1 9 号

西松建設・萩原造園土木・日栄建設共同企業体

2 代表者

西松建設株式会社横浜営業所 所長 手塚 裕 紀

3 構成員

横浜市西区北幸 2 丁目 8 番 1 9 号

西松建設株式会社横浜営業所 所長 手塚 裕 紀

相模原市南区当麻 4 1 番地

萩原造園土木株式会社 代表取締役 萩原 明 人

相模原市中央区田名 2 1 4 4 番地

日栄建設株式会社 代表取締役 篠崎 栄 治

4 各構成員の概要

構 成 員	西松建設株式会社	萩原造園土木株式会社	日栄建設株式会社
資 本 金	23,513,000 千円	20,000 千円	30,000 千円
職 員 数	2,340 人	16 人	15 人
年 間 工 事 完 成 高	285,183,181 千円	1,184,999 千円	422,008 千円
建設業法による許可の 番号及び年月日	国土交通大臣 許可(特 - 24) 第 1100 号 平成24年8月28日	国土交通大臣 許可(特 - 23) 第 16772 号 平成23年10月26日	神奈川県知事 許可(特 - 23) 第 21286 号 平成23年5月10日
営 業 年 数	62 年	44 年	35 年
発 注 者	京 都 府	相 模 原 市	相 模 原 市

最近における 主な受注工事	1	工事名	桂川右岸流域下水道幹線管渠(雨水北幹線第1号管渠)工事	公共下水道境川第28バイパス雨水幹線整備工事(1工区)	公共下水道境川第28バイパス雨水幹線整備工事(1工区)
		受注金額	10,468,500千円 (3,454,605千円)	1,052,071千円 (336,662千円)	1,052,071千円 (336,662千円)
		施工期	平成8年12月~ 平成12年3月	平成21年6月~ 平成23年12月	平成21年6月~ 平成23年12月
	2	発注者	東京都	相模原市	相模原市
		工事名	豊島区高田三丁目、文京区目白台一丁目付近再構築工事	公共下水道溝上大野台雨水幹線整備工事(1工区)	公共下水道溝上大野台雨水幹線整備工事(1工区)
		受注金額	1,393,959千円 (696,979千円)	698,500千円 (230,505千円)	698,500千円 (230,505千円)
		施工期	平成18年1月~ 平成19年3月	平成21年6月~ 平成23年3月	平成21年6月~ 平成23年3月

受注金額欄の()内の金額は、JVの出資比率に応じた請負分である。

議案第 3 2 号関係資料(その 3)

入札参加業者の概要

	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完成高
1	横浜市西区北幸 2 丁目 8 番 1 9 号 西松建設・萩原造園土 木・日栄建設共同企業体	西松建設株式会 社横浜営業所 所長 手塚 裕 紀	千円 23,563,000	千円 286,790,188
2	横浜市中区吉田町 6 5 番 地 清水建設・大野土建・ア ヅマ建設共同企業体	清水建設株式会 社横浜支店 執行役員支店長 池 本 明 正	74,415,000	1,128,824,819
3	横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地 6 7 熊谷組・アコック・進建 共同企業体	株式会社熊谷組 横浜営業所 所長 太 田 寛	13,434,162	198,548,332
4	横浜市中区扇町 3 丁目 8 番地 8 銭高組・相模土建・平井 工業共同企業体	株式会社銭高組 横浜支店 支店長 赤 江 則 昭	3,755,790	143,293,435
5	横浜市都筑区中川 1 丁目 4 番 1 号 東急建設・入江土木・木 本建興共同企業体	東急建設株式会 社横浜支店 執行役員支店長 高 木 基 行	16,418,447	229,099,545
6	横浜市中区本町 4 丁目 3 6 番地 間組・三和建設工業・日 相建設共同企業体	株式会社間組横 浜営業所 所長 宮 地 弘	12,068,000	175,937,432

7	横浜市中区本町4丁目43番地 戸田建設・菊地原建設工業・山本組共同企業体	戸田建設株式会社横浜支店 執行役員支店長 岩 森 耕 一	23,041,000	442,129,213
8	横浜市中区花咲町2丁目65番地6 日本国土開発・肥後建設・平賀共同企業体	日本国土開発株式会社横浜支店 支店長 私 市 和 士	5,082,000	62,911,315

議案第32号関係資料(その4)

入札状況

	入札参加業者	入札状況				備考
		技術評価点	入札価格	評価値	順位	
1	西松建設・萩原造園土木・日栄建設共同企業体	118.0	1,022,500,000	0.1154	1	落札
2	清水建設・大野土建・アツマ建設共同企業体	118.7	1,033,000,000	0.1149	2	
3	熊谷組・アコック・進建共同企業体	117.3	1,031,662,200	0.1137	3	
4	銭高組・相模土建・平井工業共同企業体	114.3	1,025,800,000	0.1114	4	
5	東急建設・入江土木・木本建興共同企業体	115.0	1,052,348,000	0.1092	5	
6	間組・三和建設工業・日相建設共同企業体	117.3	1,085,980,000	0.1080	6	
7	戸田建設・菊地原建設工業・山本組共同企業体	113.4	1,061,000,000	0.1068	7	
8	日本国土開発・肥後建設・平賀共同企業体	112.7	1,085,590,000	0.1038	8	

開札日時 平成25年1月21日 午前9時00分

予定価格 1,239,100,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 1,085,580,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

失格基準価格 1,018,223,332円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約

金額)となる。

入札参加業者から提出された評価項目(企業の技術力、企業の施工能力及び企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準点(100点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、100万を乗じて得た数値が評価値となる。

包括外部監査契約の締結について
次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 契約の目的
当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
平成 25 年 4 月 1 日
- 3 契約の金額
15,600,000 円を上限とする額
- 4 契約の相手方
氏名 中元 文徳
資格 公認会計士

提案の理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 36 第 1 項の規定により提案するものである。

字の区域の変更について
本市の字の区域を別表のとおり変更する。
なお、変更の日は、平成 25 年 4 月 1 日とする。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山俊夫

提案の理由

中央区下九沢における大規模宅地開発に伴い、字の区域を変更する必要性が生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により提案するものである。

別表

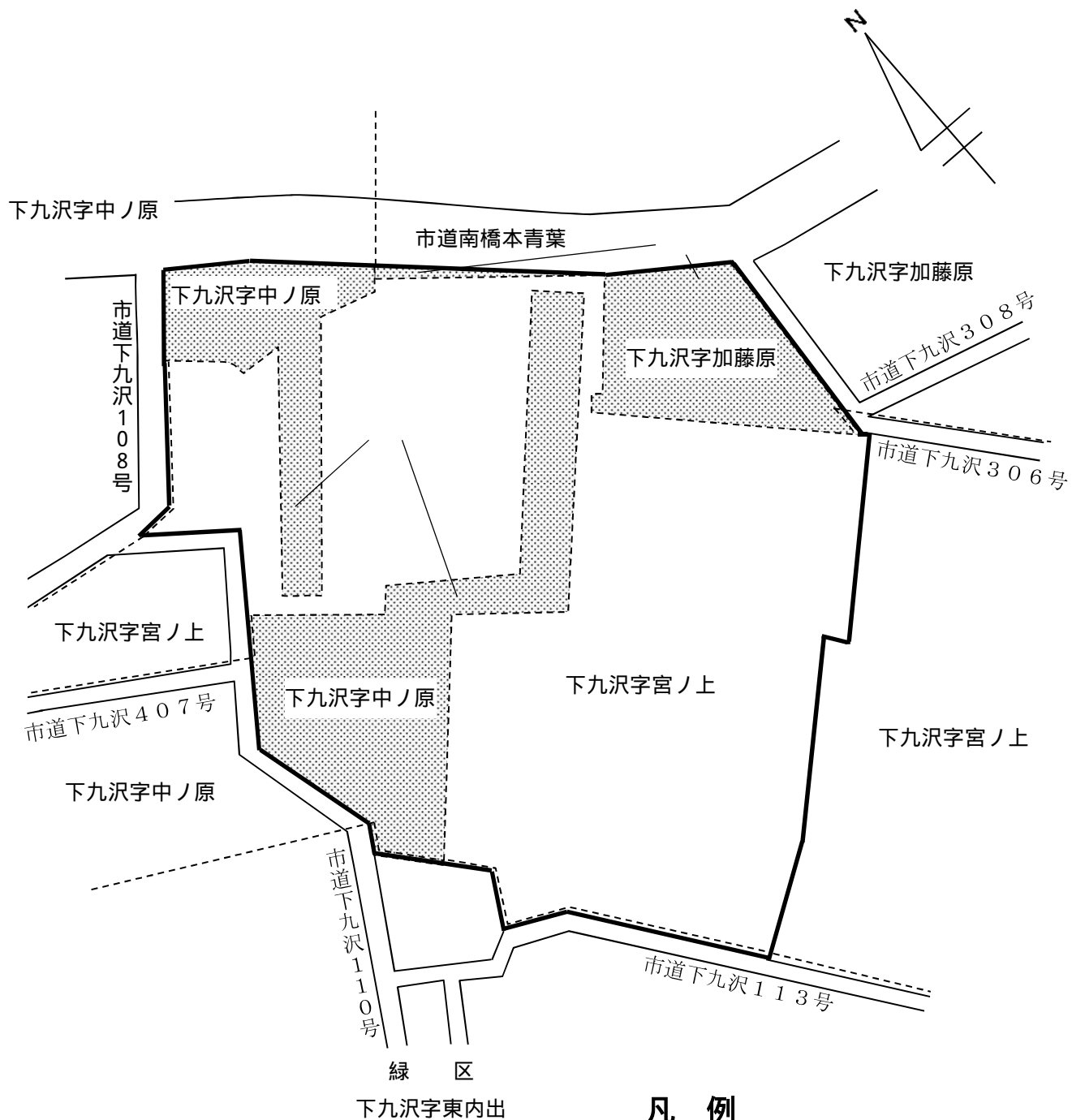
字の区域の変更調書		
区域を変更する字名	左の区域に編入される区域	
	字 名	地 番
中央区下九沢字宮ノ上	中央区下九沢字加藤原	2 7 の 1 1
		2 7 の 1 2
		5 8 の 5
	中央区下九沢字中ノ原	1 1 4 1
		1 1 8 3

備考 上記の土地の表示は、平成 2 5 年 1 月 1 0 日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

案内図



区域変更図



凡 例

-----	字 界
—————	対 象 区 域
■	字の区域変更部分

下九沢字加藤原から下九沢字宮ノ上に変更する区域
 下九沢字中ノ原から下九沢字宮ノ上に変更する区域

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
下九沢 460号	緑区下九沢 1838番19地先	緑区下九沢 1838番9地先	5.0	87	別図1
上溝 901号	中央区上溝 578番27地先	中央区上溝 578番24地先	4.0 ~ 4.5	54	別図2
下九沢 458号	中央区下九沢 767番24地先	中央区下九沢 767番73地先	6.0	266	別図3
下九沢 459号	中央区下九沢 767番92地先	中央区下九沢 767番76地先	5.0	76	
東淵野辺 32号	中央区東淵野辺3丁目 2208番277地先	中央区東淵野辺3丁目 2208番441地先	4.5 ~ 5.0	52	別図4
淵野辺 100号	中央区淵野辺1丁目 133番439地先	中央区淵野辺1丁目 133番385地先	9.5	153	別図5
淵野辺 101号	中央区淵野辺1丁目 133番446地先	中央区淵野辺1丁目 133番426地先	6.0	195	
淵野辺 102号	中央区淵野辺1丁目 133番411地先	中央区淵野辺1丁目 133番401地先	5.0	70	
淵野辺 103号	中央区淵野辺1丁目 133番412地先	中央区淵野辺1丁目 133番422地先	5.0	96	
相模大野 73号	南区相模大野9丁目 3809番15地先	南区相模大野9丁目 3809番18地先	4.5	48	別図6
文京 13号	南区文京1丁目 723番8地先	南区文京1丁目 723番1地先	5.0	77	別図7

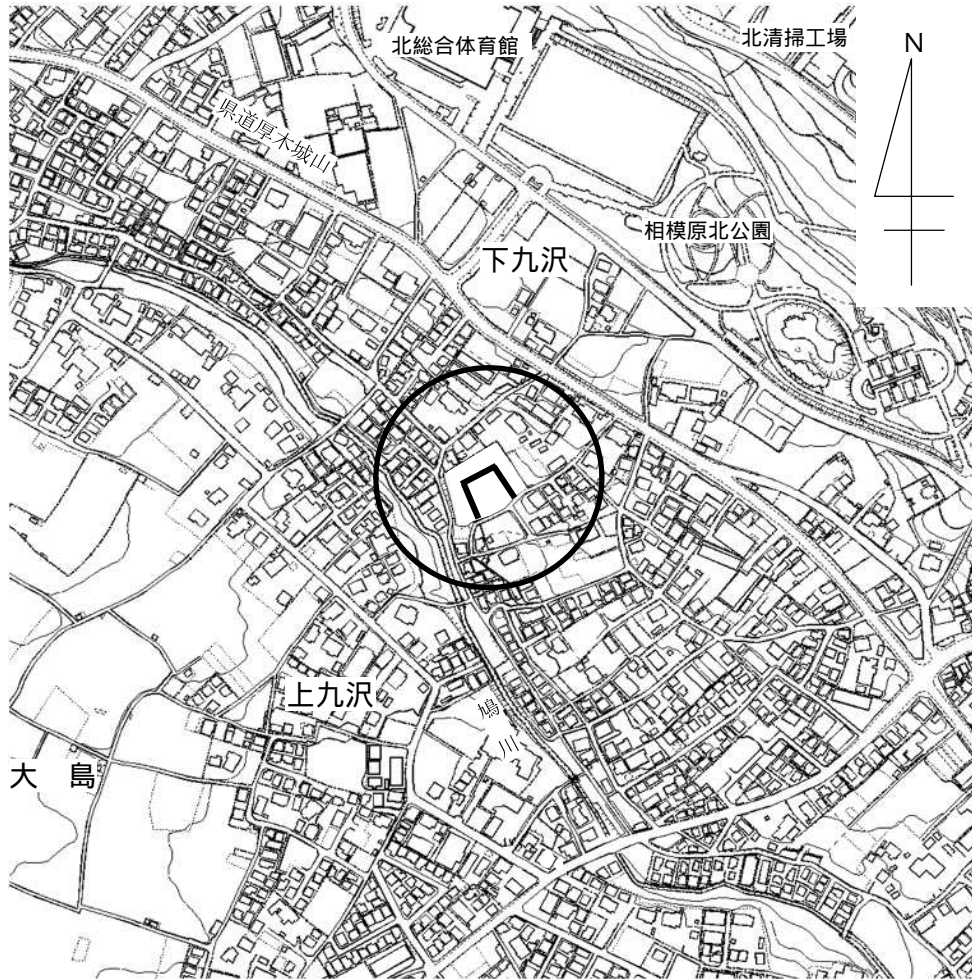
若松 85号	南区若松2丁目 472番1地先	南区若松2丁目 472番9地先	4.0 ~5.0	80	別図8
青山 34号	緑区青山 394番11地先	緑区青山 396番6地先	4.5 ~5.1	84	別図9
小山 49号	中央区小山2丁目 757番135地先	中央区小山2丁目 757番27地先	4.0	55	別図10
西大沼 92号	南区西大沼1丁目 3491番360地先	南区西大沼1丁目 3491番5地先	4.0	83	別図11

提案の理由

開発行為及び寄附に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

別 図 1

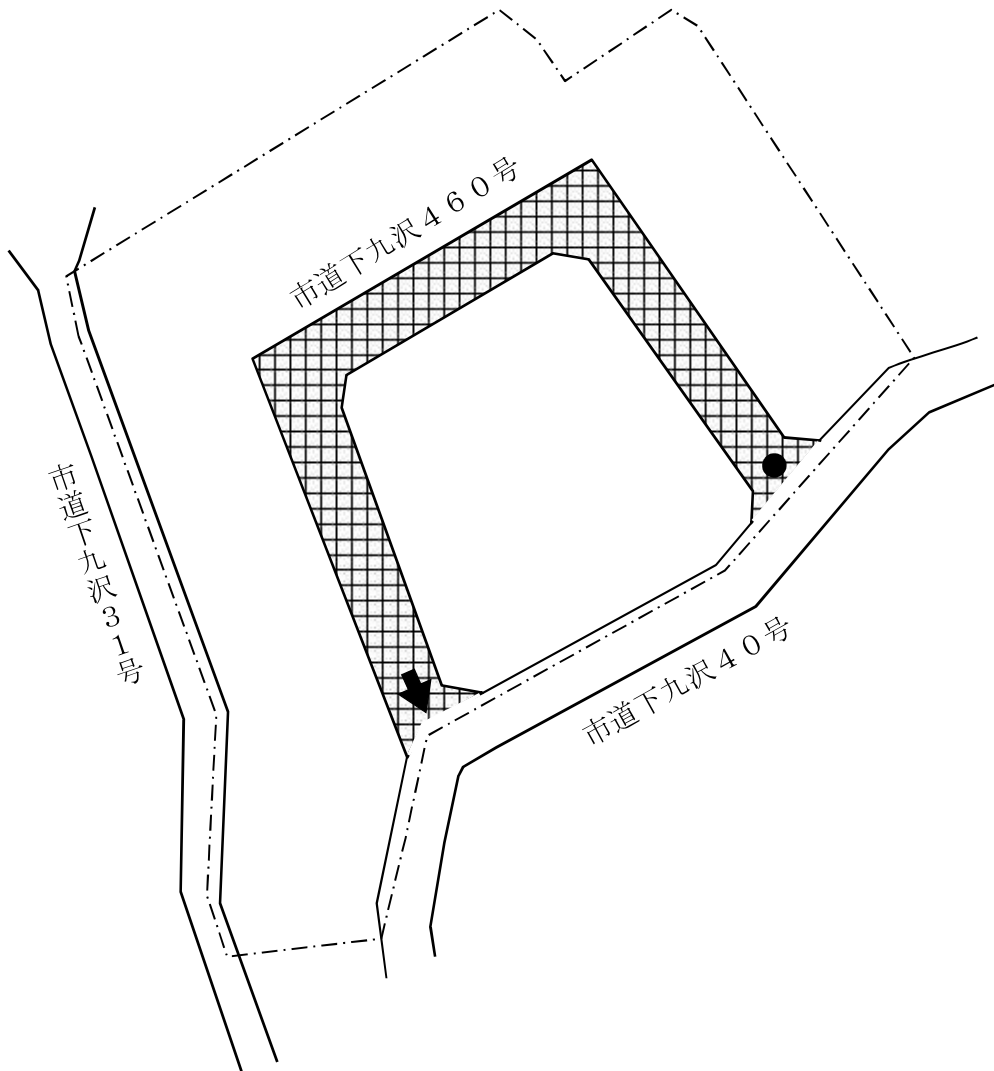
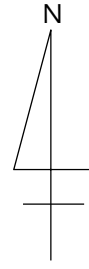
1 案内図





2 道路の概要

路線名	下九沢460号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区下九沢1838番1外 24筆
開発行為の面積	2,927.01㎡
予定建築物の用途等	専用住宅20宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

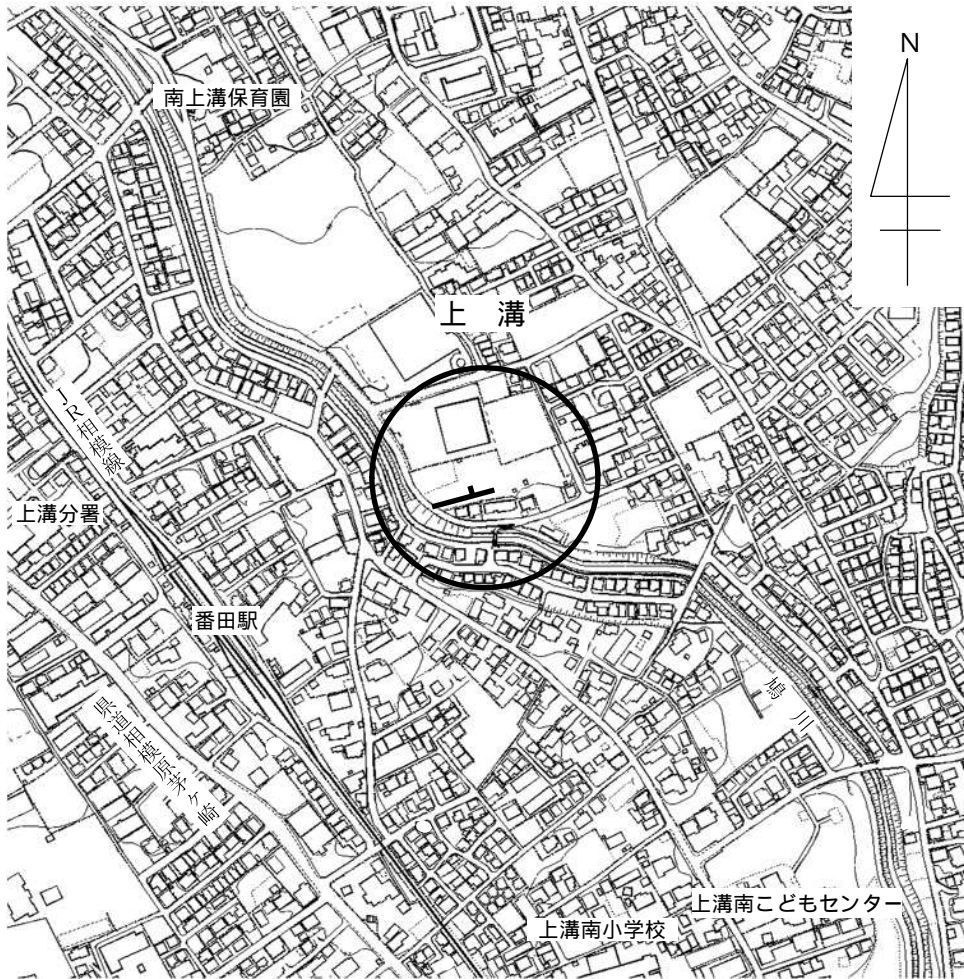


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 87m

別 図 2

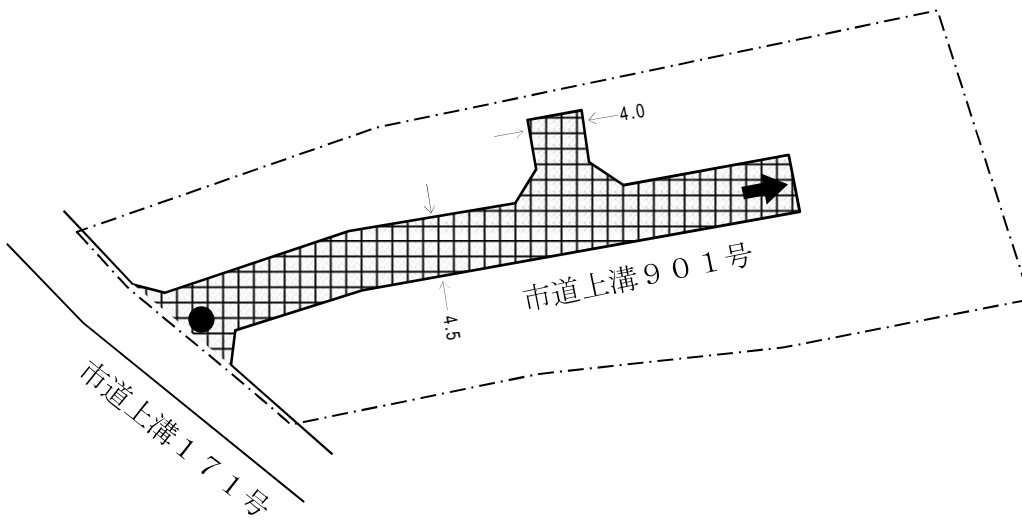
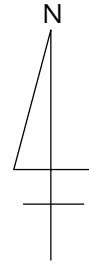
1 案内図




2 道路の概要

路線名	上溝901号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝578番2外 10筆
開発行為の面積	1,277.47㎡
予定建築物の用途等	専用住宅9宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

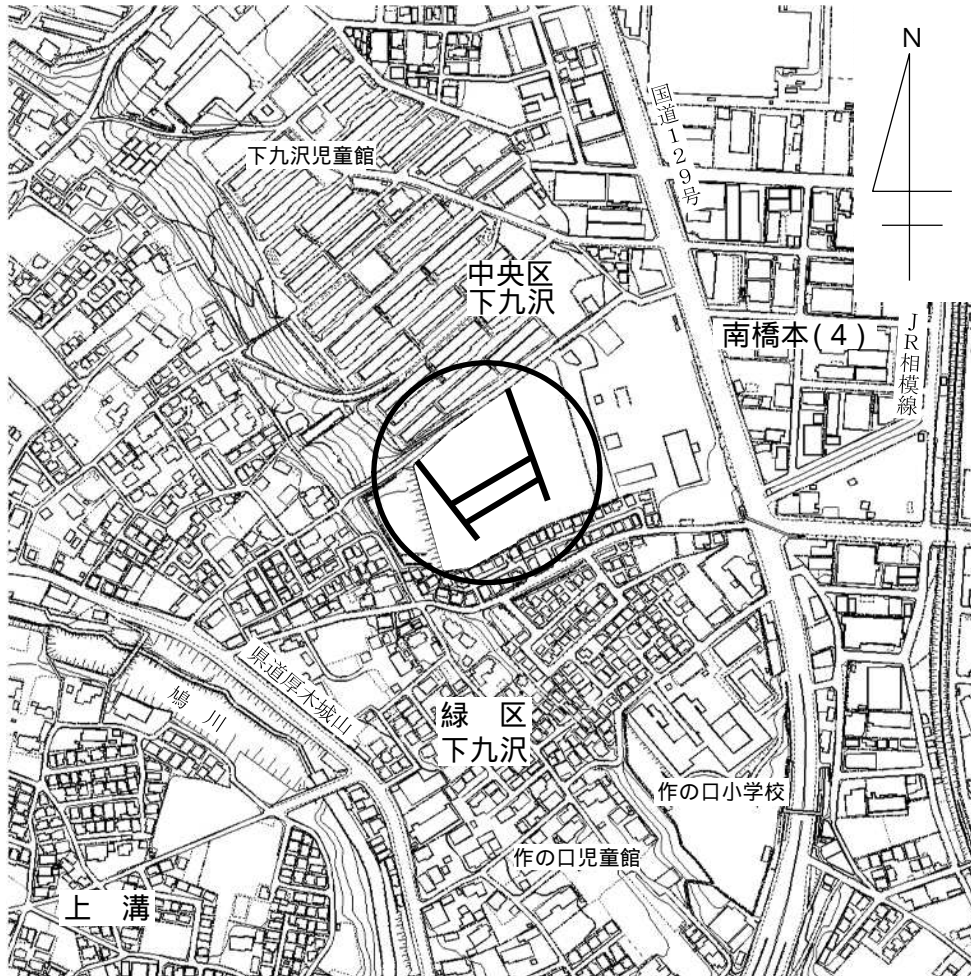


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0m ~ 4.5m
- 延長 54m

別 図 3

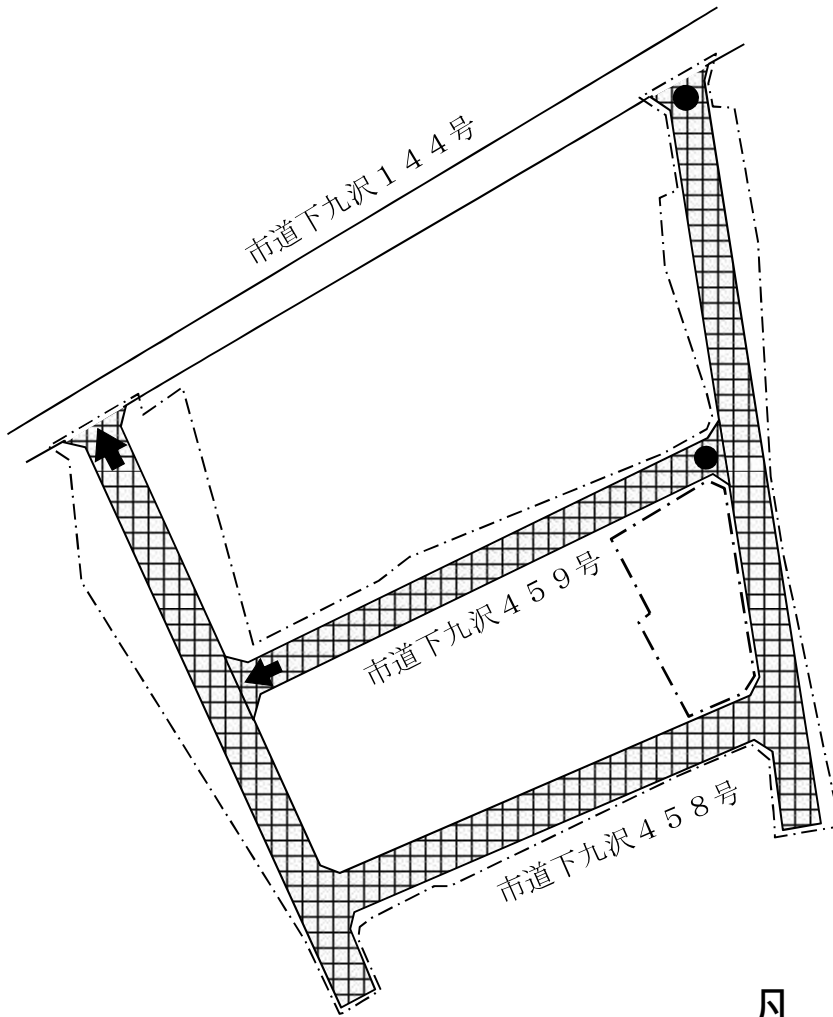
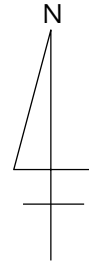
1 案内図




2 道路の概要

路線名	下九沢458号、下九沢459号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区下九沢767番4外 80筆
開発行為の面積	4,600.26㎡
予定建築物の用途等	専用住宅12宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線

市道下九沢458号

幅員 6.0m

延長 266m

市道下九沢459号

幅員 5.0m

延長 76m

別 図 4

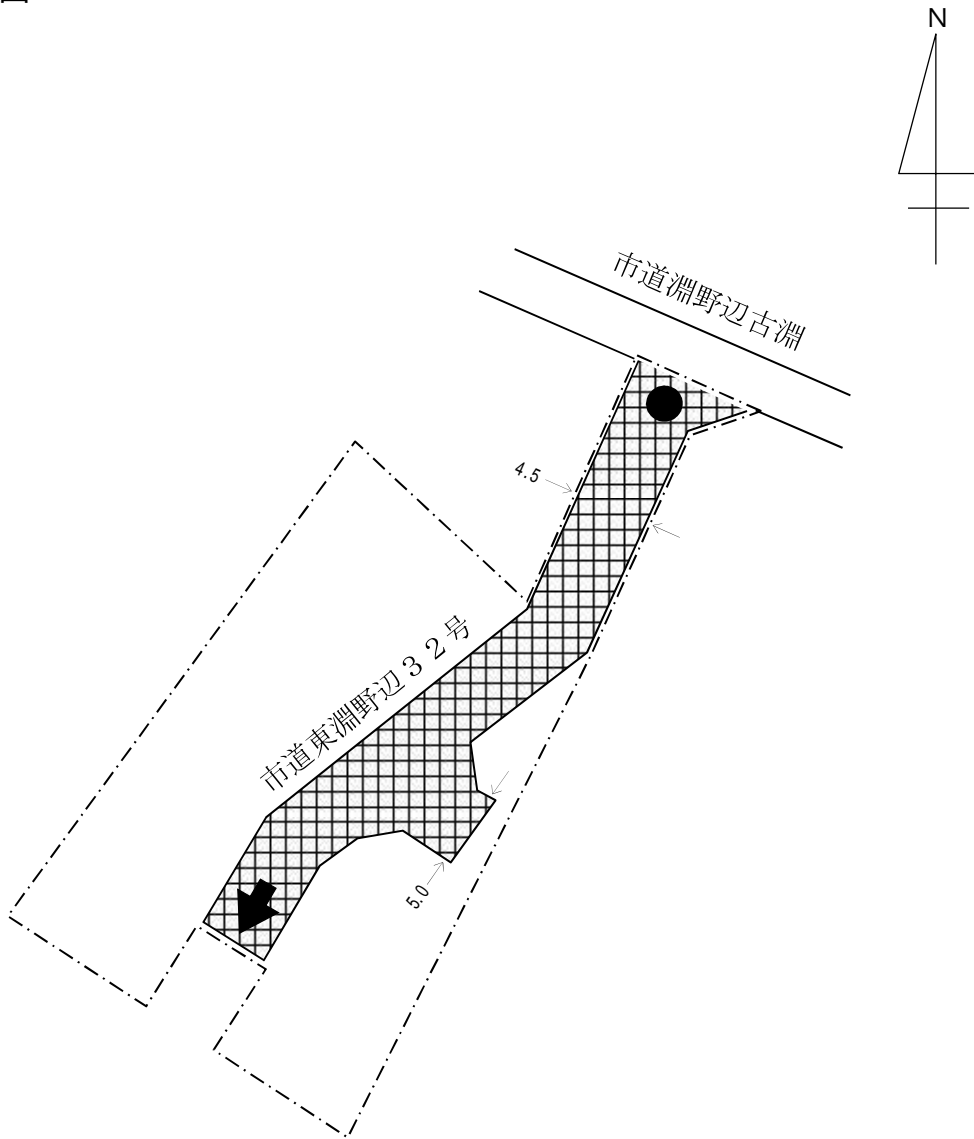
1 案内図





2 道路の概要

路線名	東淵野辺32号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区東淵野辺3丁目2208番309外 10筆
開発行為の面積	876.72㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m ~ 5.0m
- 延長 52m

別 図 5

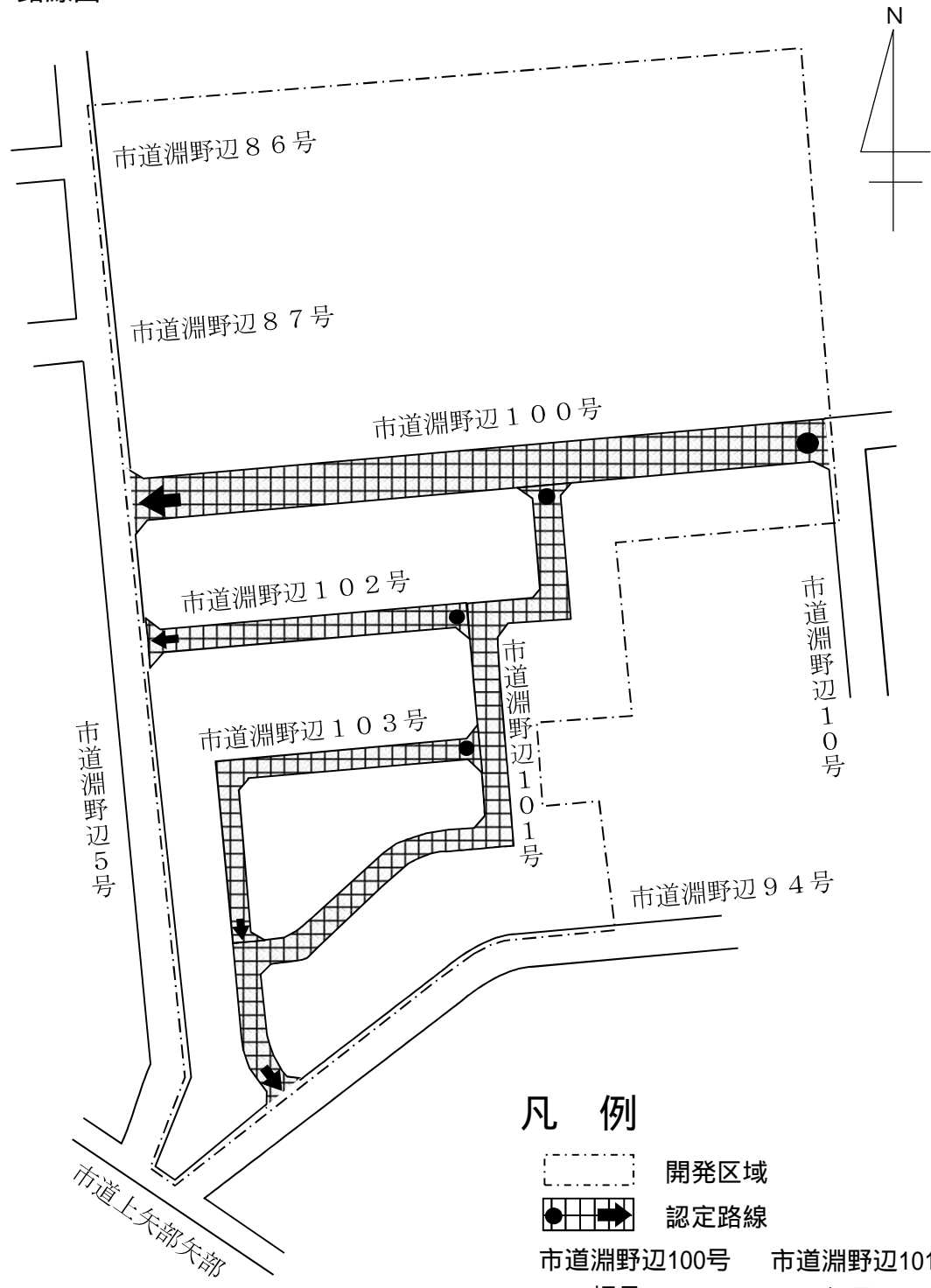
1 案内図



2 道路の概要

路線名	淵野辺100号、淵野辺101号 淵野辺102号、淵野辺103号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区淵野辺1丁目133番385外 91筆
開発行為の面積	23,546.68m ²
予定建築物の用途等	専用住宅81宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域・商業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線

市道淵野辺100号	市道淵野辺101号
幅員 9.5m	幅員 6.0m
延長 153m	延長 195m
市道淵野辺102号	市道淵野辺103号
幅員 5.0m	幅員 5.0m
延長 70m	延長 96m

別 図 6

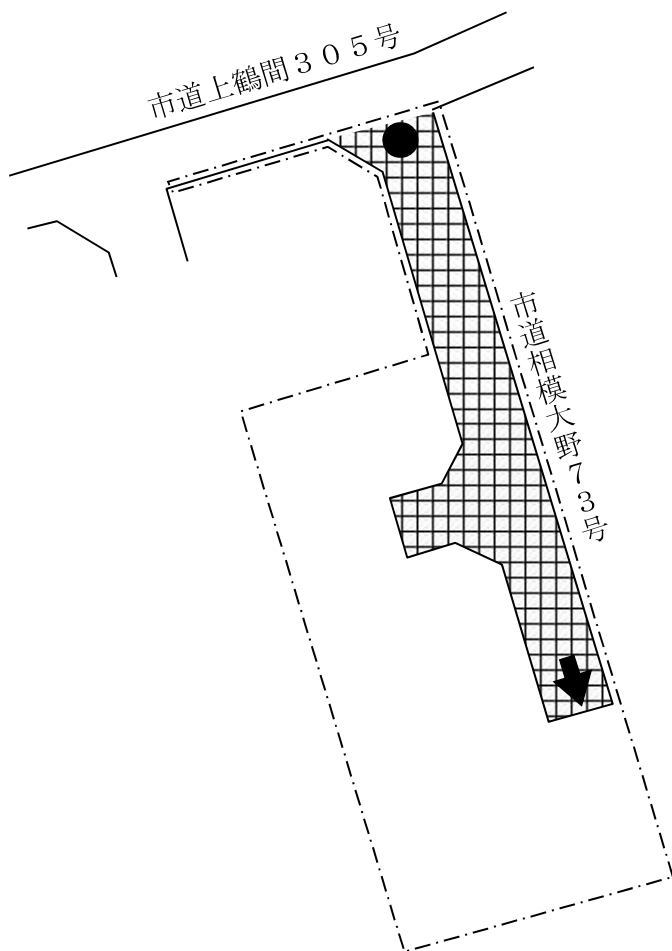
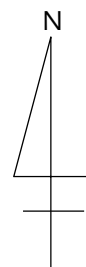
1 案内図



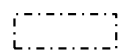
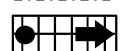
2 道路の概要

路線名	相模大野73号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区相模大野9丁目3809番3外 6筆
開発行為の面積	779.51㎡
予定建築物の用途等	専用住宅4宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

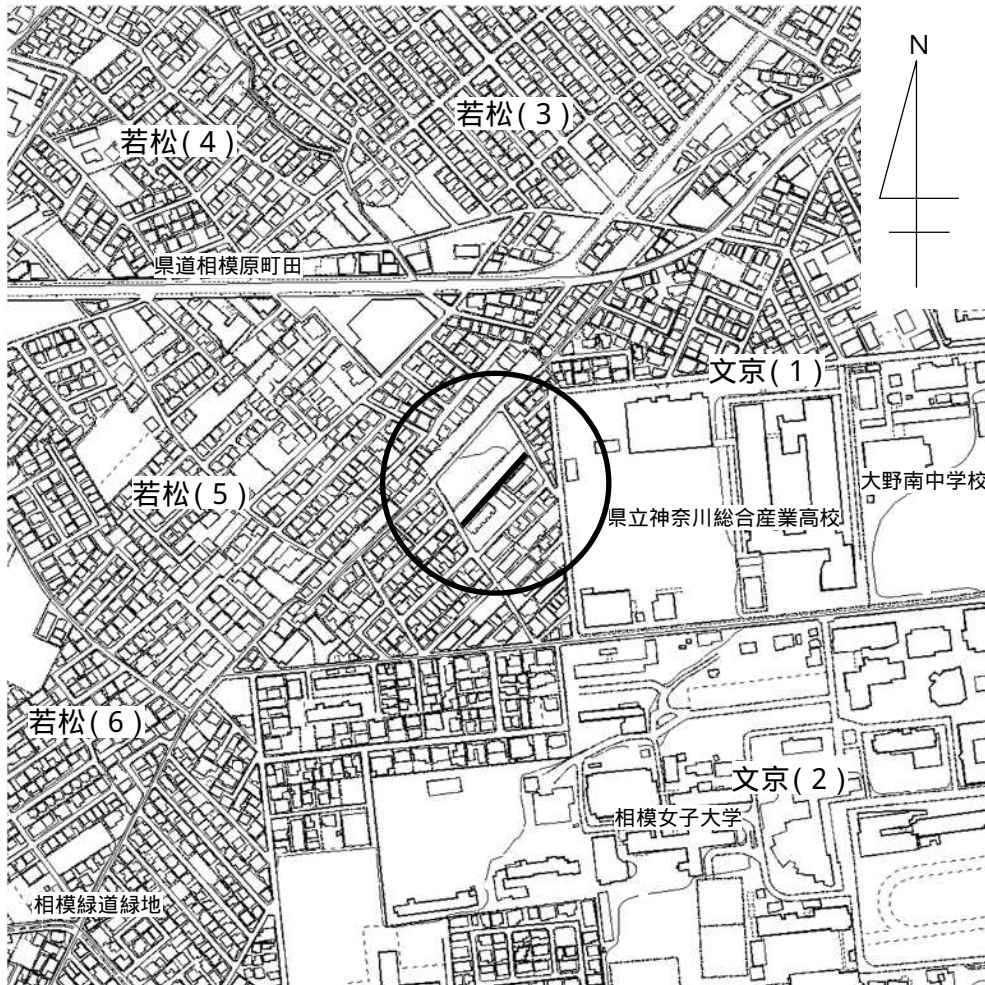


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 48m

別 図 7

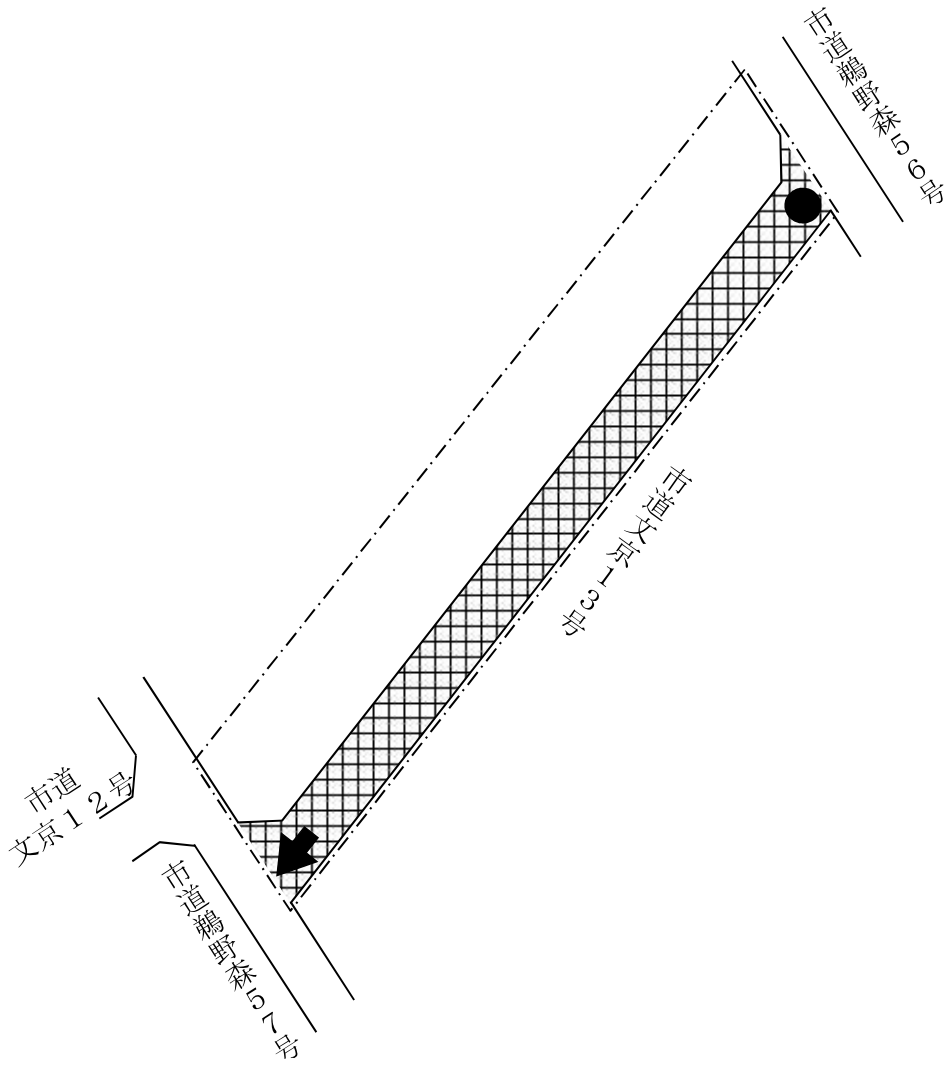
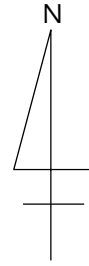
1 案内図





2 道路の概要

路線名	文京13号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区文京1丁目723番1外 7筆
開発行為の面積	1,061.62㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 77m

別 図 8

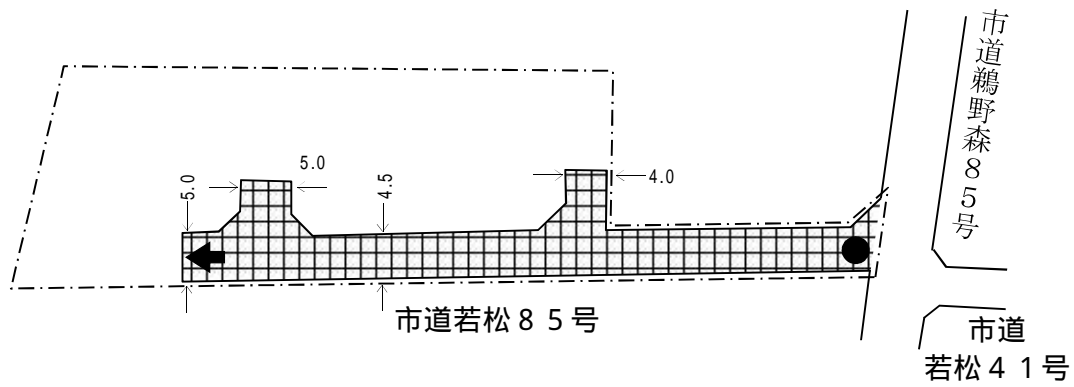
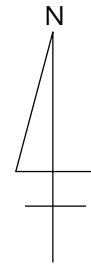
1 案内図



2 道路の概要

路線名	若松85号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区若松2丁目472番3外 9筆
開発行為の面積	1,297.36㎡
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

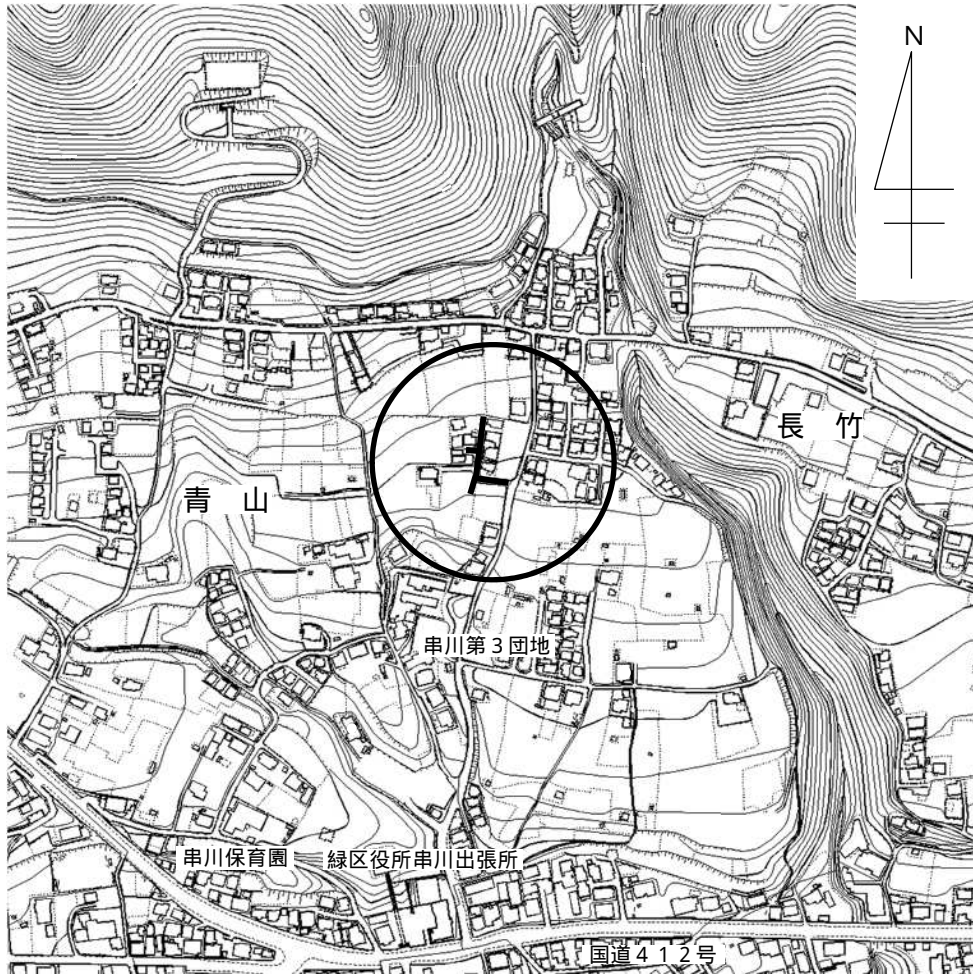


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0m ~ 5.0m
- 延長 80m

別 図 9

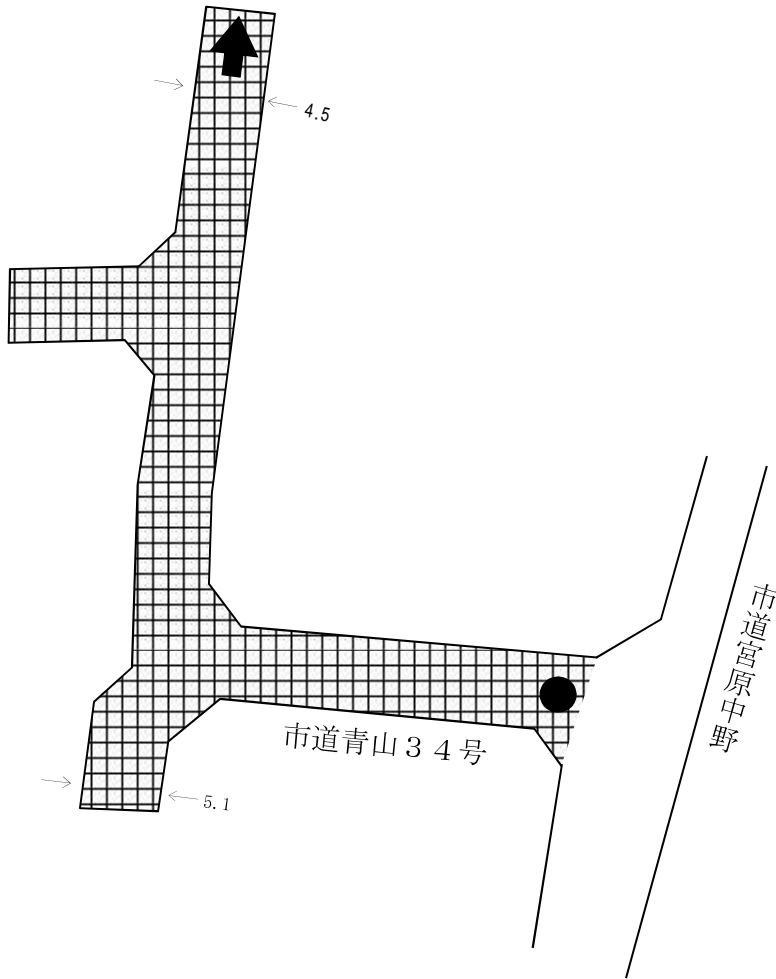
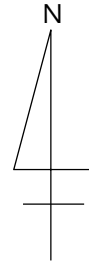
1 案内図



2 道路の概要

路線名	青山34号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	緑区青山389番10外 2筆
受納面積	378.00㎡
区域区分等	非線引き都市計画地域 (用途地域の指定なし)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例



認定路線

幅員 4.5m ~ 5.1m

延長 84m

別 図 1 0

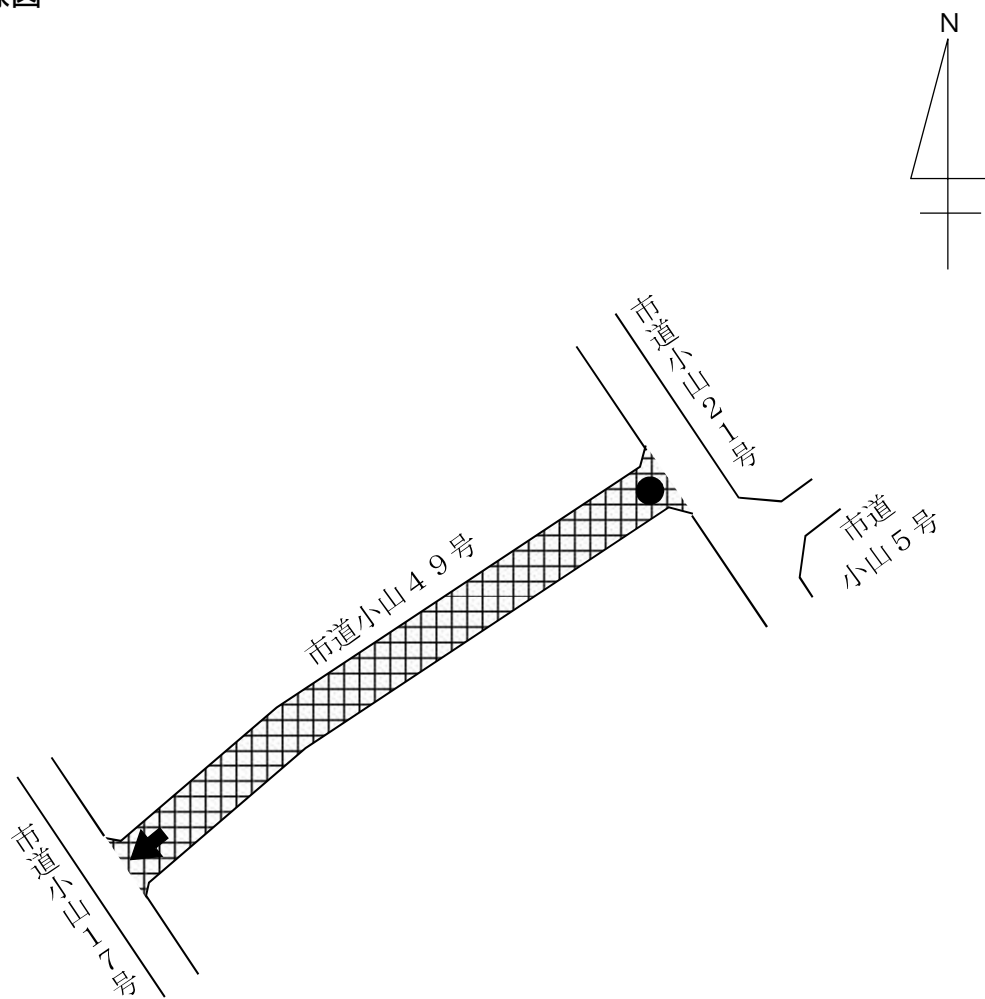
1 案内図




2 道路の概要

路線名	小山49号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	中央区小山2丁目757番28外 4筆
受納面積	222.00㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	砂利、側溝なし
備考	

3 路線図



凡 例

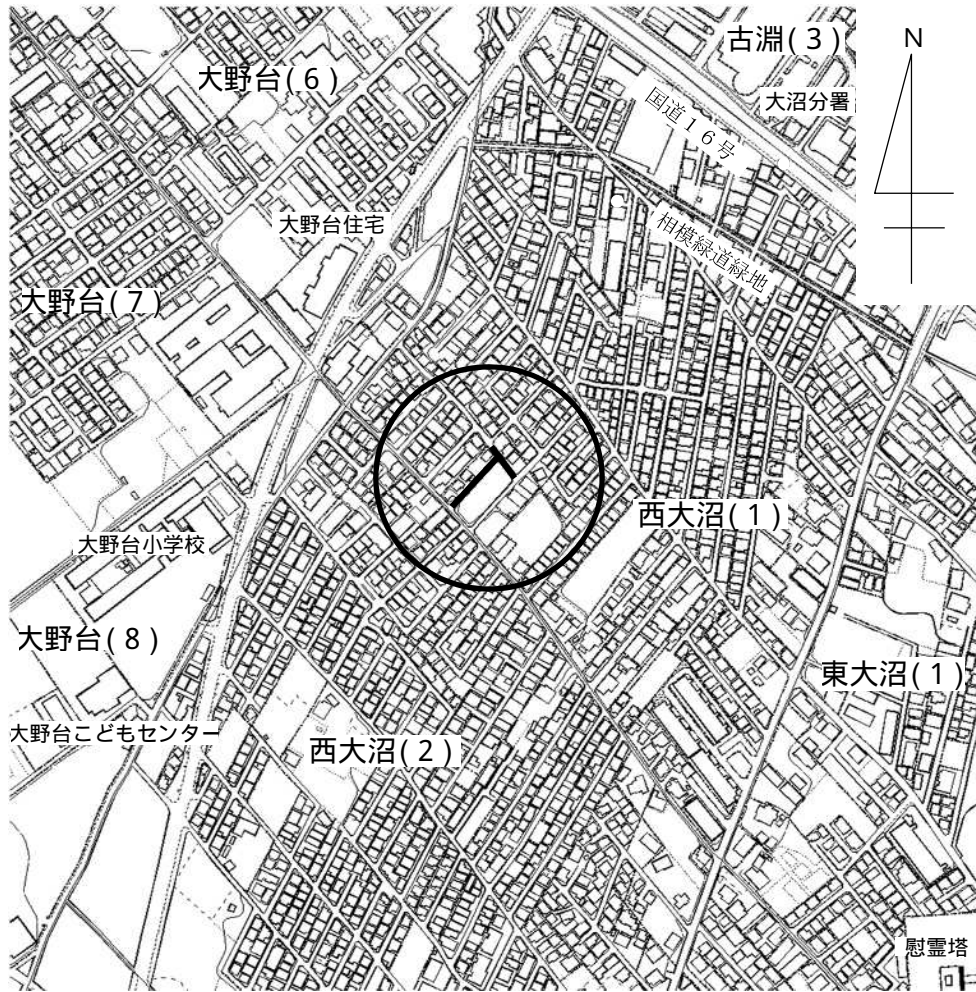
 認定路線

幅員 4.0m

延長 55m

別 図 1 1

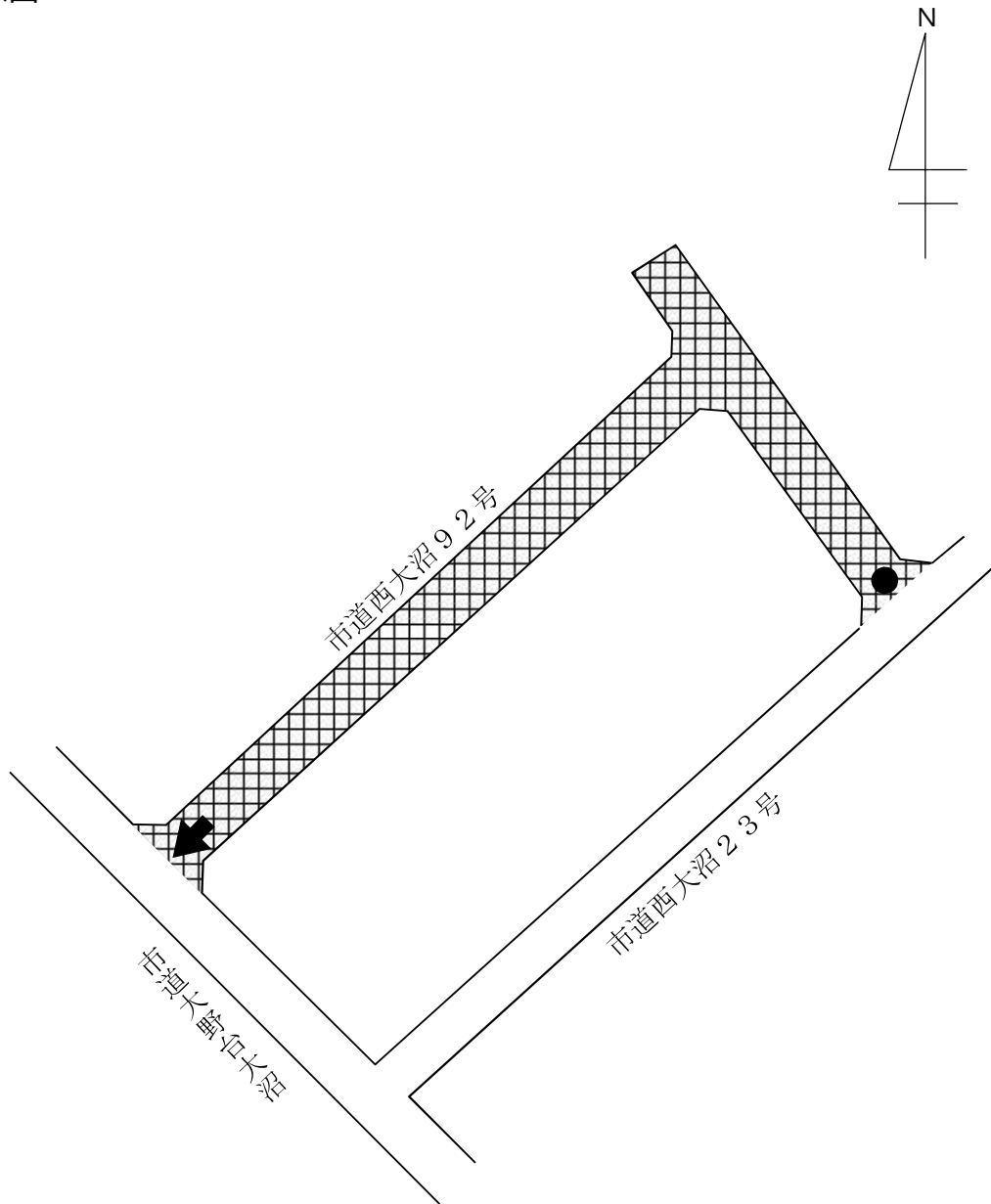
1 案内図




2 道路の概要

路線名	西大沼92号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区西大沼1丁目3491番349
受納面積	221.00㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

 認定路線

幅員 4.0m

延長 83m

平成24年度相模原市一般会計補正予算(第8号)

平成24年度相模原市の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額252,992,000千円に歳入歳出それぞれ11,437,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264,429,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費補正)

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第5条 地方債の補正は、「第5表地方債補正」による。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 地方交付税		千円 6,900,000	千円 206,998	千円 7,106,998
	5 地方交付税	6,900,000	206,998	7,106,998
55 国庫支出金		40,989,614	1,262,102	42,251,716
	10 国庫補助金	8,098,578	1,262,102	9,360,680
90 市債		33,889,000	9,967,900	43,856,900
	5 市債	33,889,000	9,967,900	43,856,900
歳入合計		252,992,000	11,437,000	264,429,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		千円 26,574,988	千円 96,102	千円 26,671,090
	5 総務管理費	17,302,455	96,102	17,398,557
40 土木費		37,092,769	8,811,593	45,904,362
	5 道路橋りょう費	15,944,936	7,169,190	23,114,126
	15 都市計画費	17,780,339	1,202,493	18,982,832
	20 公園費	1,834,197	337,943	2,172,140
	25 住宅費	742,470	101,967	844,437
50 教育費		18,172,223	2,529,305	20,701,528
	10 小学校費	5,202,132	2,252,185	7,454,317
	15 中学校費	2,428,441	277,120	2,705,561
歳 出 合 計		252,992,000	11,437,000	264,429,000

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
# 土木費	5	橋本駅南口駅前広場 改良事業	千円		千円	千円		千円
			91,000	24	11,100	91,000	24	83,700
				25	79,900		25	7,300

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
10 総務費	5 総務管理費	防災資機材等整備費	千円 30,102
		非常用発電設備整備事業	66,000
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路維持補修費 (市道南橋本青葉維持補修工事ほか4)	61,590
		交通安全施設整備事業 (道路照明灯点検業務委託)	50,000
		道路改良事業 (国道413号道路改良工事(相原二本松)ほか1)	85,000
		国直轄事業負担金	6,900,000
	15 都市計画費	都市計画道路整備事業(相原宮下線道路改良工事ほか3)	344,483
	20 公園費	淵野辺公園整備事業	337,943
25 住宅費	市営住宅ストック総合改善事業	101,967	
50 教育費	10 小学校費	小学校教材等整備事業 (理科教育教具整備費)	36,000
		小学校校舎改造事業(向陽小学校ほか5)	1,438,145
		小学校屋内運動場改修事業 (くぬぎ台小学校ほか8)	613,000
		小学校校舎等整備事業 (トイレ整備事業ほか1)	136,640
		小学校工事設計等委託	28,400
	15 中学校費	中学校教材等整備事業 (理科教育教具整備費)	18,500
		中学校屋内運動場改修事業(弥栄中学校)	91,000
		中学校校舎等整備事業 (トイレ整備事業ほか1)	152,820
中学校工事設計等委託		14,800	

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
道 路 維 持 補 修 費 (市道阿津増原維持補修工事ほか1)	平成24年度	0
	平成25年度	14,100
道 路 改 良 事 業 (市道当麻24号道路改良工事)	平成24年度	0
	平成25年度	11,000

千円

第5表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(土木債)			
道路整備費	7,899,600	6,955,800	14,855,400
公園整備費	429,800	232,400	662,200
街路整備費	2,019,500	675,200	2,694,700
都市交通対策事業費	21,700	40,400	62,100
(教育債)			
小学校整備費	173,900	1,862,000	2,035,900
中学校整備費	5,100	202,100	207,200
計	33,889,000	9,967,900	43,856,900

平成 24 年度相模原市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

平成 24 年度相模原市下水道事業特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 下水道勘定の歳入歳出予算の総額 18,017,000 千円に歳入歳出それぞれ 523,000 千円を追加し、下水道勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,540,000 千円とする。

2 下水道勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表継続費補正」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

(地方債補正)

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正（下水道勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 796,500	千円 177,600	千円 974,100
	5 国庫補助金	796,500	177,600	974,100
30 繰入金		1,852,000	1,500	1,850,500
	5 繰入金	1,852,000	1,500	1,850,500
45 市債		5,533,100	346,900	5,880,000
	5 市債	5,533,100	346,900	5,880,000
歳入合計		18,017,000	523,000	18,540,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 建設費		千円 4,435,698	千円 523,000	千円 4,958,698
	5 公共下水道建設費	4,435,698	523,000	4,958,698
歳 出 合 計		18,017,000	523,000	18,540,000

第2表 継続費補正(下水道勘定)

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
# 建設費	5	公共 下水道建設費 境川第25-イ雨水 幹線整備補助事業 (平成24年度設定分)	千円		千円	千円		千円
			2,495,000	24	144,000	1,313,655	24	265,200
				25	1,457,000		25	4,200
			26	894,000		26	1,044,255	

第3表 繰越明許費（下水道勘定）

款	項	事業名	金額
10 建設費	5 公共下水道建設費	公共下水道整備補助事業 （市街化区域分）	千円 333,600
		ポンプ場改築更新事業	68,200

第4表 地方債補正（下水道勘定）

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
公共下水道事業費	4,914,300 (2,494,500)	346,900	5,261,200 (2,494,500)
計	5,533,100 (2,660,000)	346,900	5,880,000 (2,660,000)

（ ）は起債発行限度額のうち、資本費平準化債発行額を示す。

平成 24 年度相模原市一般会計補正予算(第 9 号)

平成 24 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 264,429,000 千円から歳入歳出それぞれ 870,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 263,559,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表継続費補正」による。

(繰越明許費補正)

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

(地方債補正)

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		千円 106,500,000	千円 1,000,000	千円 107,500,000
	5 市民税	48,624,263	1,000,000	49,624,263
34 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		1,247,000	23,441	1,223,559
	5 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	1,247,000	23,441	1,223,559
40 地方交付税		7,106,998	503,703	7,610,701
	5 地方交付税	7,106,998	503,703	7,610,701
50 使用料及び手数料		4,337,103	6,440	4,343,543
	5 使用料	2,822,604	7,791	2,830,395
	10 手数料	1,514,499	1,351	1,513,148
55 国庫支出金		42,251,716	255,138	41,996,578
	5 国庫負担金	32,706,365	88,652	32,617,713
	10 国庫補助金	9,360,680	163,158	9,197,522
	15 国庫委託金	184,671	3,328	181,343
60 県支出金		11,455,178	257,322	11,197,856
	5 県負担金	6,075,712	180,433	5,895,279
	10 県補助金	4,059,396	73,934	3,985,462
	15 県委託金	1,320,070	2,955	1,317,115
65 財産収入		994,298	39,487	1,033,785
	5 財産運用収入	103,958	2,833	101,125
	10 財産売払収入	890,340	42,320	932,660
70 寄附金		51,540	615	52,155
	5 寄附金	51,540	615	52,155
75 繰入金		9,896,876	2,313,452	7,583,424
	10 基金繰入金	9,843,297	2,313,452	7,529,845
85 諸収入		17,580,314	108,208	17,688,522
	15 貸付金元利収入	13,744,995	2,960	13,742,035
	25 雑入	2,394,065	111,168	2,505,233
90 市債		43,856,900	320,900	44,177,800
	5 市債	43,856,900	320,900	44,177,800
歳入合計		264,429,000	870,000	263,559,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		千円 1,069,577	千円 2,871	千円 1,066,706
	5 議会費	1,069,577	2,871	1,066,706
10 総務費		26,671,090	68,035	26,739,125
	5 総務管理費	17,398,557	226,128	17,172,429
	10 徴税費	2,015,457	98,000	1,917,457
	13 市民生活費	6,548,379	417,792	6,966,171
	20 統計調査費	93,545	19,617	73,928
	25 人事委員会費	120,169	6,012	114,157
15 民生費		100,533,645	629,238	99,904,407
	5 社会福祉費	41,672,335	355,863	41,316,472
	10 児童福祉費	36,866,592	267,147	36,599,445
	15 生活保護費	21,994,718	6,228	21,988,490
20 衛生費		20,185,041	286,804	19,898,237
	5 保健衛生費	10,706,383	136,035	10,570,348
	10 清掃費	8,736,575	117,135	8,619,440
	15 環境保全費	742,083	33,634	708,449
25 労働費		1,217,985	5,895	1,212,090
	5 労働諸費	1,217,985	5,895	1,212,090
30 農林水産業費		940,454	52,529	887,925
	5 農業費	798,253	46,438	751,815
	10 林業費	142,201	6,091	136,110
35 商工費		16,019,504	28,228	15,991,276
	5 商工費	16,019,504	28,228	15,991,276
40 土木費		45,904,362	873,523	46,777,885
	5 道路橋りょう費	23,114,126	119,460	23,233,586
	10 河川費	790,827	203,457	587,370
	15 都市計画費	18,982,832	774,636	19,757,468
	20 公園費	2,172,140	191,884	2,364,024
	25 住宅費	844,437	9,000	835,437
45 消防費		7,899,645	248,920	7,650,725
	5 消防費	7,899,645	248,920	7,650,725

款	項	補正前の額	補正額	計
50 教育費		千円 20,701,528	千円 555,992	千円 20,145,536
	5 教育総務費	4,643,634	90,064	4,553,570
	10 小学校費	7,454,317	171,419	7,282,898
	15 中学校費	2,705,561	191,582	2,513,979
	18 幼稚園費	1,479,725	42,300	1,437,425
	20 社会教育費	2,901,483	64,627	2,836,856
	25 市民体育費	1,516,808	4,000	1,520,808
60 公債費		22,286,288	0	22,286,288
	5 公債費	22,286,288	0	22,286,288
65 諸支出金		739,881	1,081	738,800
	5 諸費	739,881	1,081	738,800
歳 出 合 計		264,429,000	870,000	263,559,000

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
# 土木費	5 道路橋りょう費	県道513号(鳥屋川尻)道路改良事業	千円		千円	千円		千円
			824,300	22	137,300	754,081	22	137,300
				23	488,000		23	488,000
			24	199,000		24	128,781	
			22	656,500		22	656,500	
			23	1,079,400		23	1,079,400	
			24	655,400	3,888,000	24	647,458	
			25	659,400		25	659,400	
			26	837,300		26	845,242	
		# 都市計画費		23	0		23	0
			24	250,000		24	241,200	
			25	560,000	1,960,000	25	560,000	
			26	1,020,000		26	1,020,000	
			27	130,000		27	138,800	
			24	354,000		24	287,669	
			25	555,000	909,000	25	555,000	
			24	337,900		24	248,666	
		5 消防費	デジタル消防救急無線整備事業	1,352,000	25	540,500	1,124,062	25
	26			473,600		26	475,817	

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
15 民生費	5 社会福祉費	障害者施設設置運営等対策事業	260,400
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路維持管理費 (放置車両置場代替施設倉庫建設工事)	3,995
		交通安全施設整備事業 (道路照明灯撤去・新設工事)	15,000
		道路舗装整備事業 (市道相南 4 8 号ほか 1 舗装新設工事)	12,570
		道路改良事業 (国道 4 1 3 号道路改良事業ほか 3)	85,706
		橋りょう長寿命化事業	65,273
	10 河川費	一級河川鳩川・道保川改修事業	15,600
	15 都市計画費	駅舎自由通路等維持管理費	11,130
		緑地保全基金用地購入費	354,389
		小田急相模原駅周辺市街地整備事業 (小田急相模原駅北口地区整備推進事業)	20,640
		小田急相模原駅周辺市街地整備事業 (北口 B 地区市街地再開発事業負担金)	416,268
		都市計画道路等整備事業 (津久井広域道路改良工事ほか 3)	573,222
45 消防費	5 消防費	消防庁舎整備事業 (藤野分署整備事業)	12,714

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(総務債)			
合同庁舎整備費	2,892,800	23,600	2,869,200
防災対策整備費	97,500	38,500	59,000
(民生債)			
保育所整備費	162,600	11,400	151,200
(土木債)			
道路整備費	14,855,400	387,800	14,467,600
河川整備費	275,500	94,000	181,500
市街地開発費	2,117,700	189,200	1,928,500
自転車駐車場建設費	957,800	4,300	953,500
街路整備費	2,694,700	94,700	2,789,400
都市交通対策事業費	62,100	161,100	223,200
土地区画整理費	121,300	121,300	0
(消防債)			
消防施設整備費	715,600	85,400	630,200
(教育債)			
小学校整備費	2,035,900	50,500	1,985,400
中学校整備費	207,200	900	208,100
(臨時財政対策債)			
臨時財政対策	13,629,800	1,070,200	14,700,000
計	43,856,900	320,900	44,177,800

平成 24 年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

平成 24 年度相模原市国民健康保険事業特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額 79,120,000 千円に歳入歳出それぞれ 546,000 千円を追加し、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79,666,000 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
35 繰入金		千円	千円	千円
		9,608,000	84,000	9,524,000
	5 一般会計繰入金	9,608,000	84,000	9,524,000
40 繰越金		150,000	630,000	780,000
	5 繰越金	150,000	630,000	780,000
歳入合計		79,120,000	546,000	79,666,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		千円 970,000	千円 84,000	千円 886,000
	5 総務管理費	454,511	40,200	414,311
	10 徴税費	514,924	43,800	471,124
40 諸支出金		510,000	630,000	1,140,000
	5 償還金及び還付 加算金	510,000	630,000	1,140,000
歳 出 合 計		79,120,000	546,000	79,666,000

平成24年度相模原市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成24年度相模原市下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 下水道勘定の歳入歳出予算の総額18,540,000千円から歳入歳出それぞれ1,092,200千円を減額し、下水道勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,447,800千円とし、浄化槽勘定の歳入歳出予算の総額478,000千円から歳入歳出それぞれ103,000千円を減額し、浄化槽勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375,000千円とする。
- 2 下水道勘定及び浄化槽勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

- 第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正（下水道勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 分担金及び負担金		千円	千円	千円
		121,645	27,700	93,945
	5 分担金	61,500	19,900	41,600
	10 負担金	60,145	7,800	52,345
15 国庫支出金		974,100	281,800	692,300
	5 国庫補助金	974,100	281,800	692,300
20 県支出金		465,300	122,800	342,500
	5 県補助金	465,300	122,800	342,500
30 繰入金		1,850,500	129,000	1,721,500
	5 繰入金	1,850,500	129,000	1,721,500
45 市債		5,880,000	530,900	5,349,100
	5 市債	5,880,000	530,900	5,349,100
歳入合計		18,540,000	1,092,200	17,447,800

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		千円 4,244,365	千円 50,800	千円 4,193,565
	5 下水道総務費	4,244,365	50,800	4,193,565
10 建設費		4,958,698	1,041,400	3,917,298
	5 公共下水道建設費	4,958,698	1,041,400	3,917,298
15 公債費		9,326,937	0	9,326,937
	5 公債費	9,326,937	0	9,326,937
歳 出 合 計		18,540,000	1,092,200	17,447,800

第1表 歳入歳出予算補正（浄化槽勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 分担金及び負担金		千円	千円	千円
		18,448	176	18,272
	5 分担金	18,448	176	18,272
15 国庫支出金		74,124	64,124	10,000
	5 国庫補助金	74,124	64,124	10,000
20 県支出金		268,000	80,700	187,300
	5 県補助金	268,000	80,700	187,300
45 市債		0	42,000	42,000
	5 市債	0	42,000	42,000
歳入合計		478,000	103,000	375,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 浄化槽建設費		千円 387,200	千円 103,000	千円 284,200
	5 浄化槽建設費	387,200	103,000	284,200
歳 出 合 計		478,000	103,000	375,000

第2表 地方債補正（下水道勘定）

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
公共下水道事業費	5,261,200 (2,494,500)	537,600 (6,700)	4,723,600 (2,487,800)
流域下水道事業費	472,800 (165,500)	6,700 (6,700)	479,500 (172,200)
計	5,880,000 (2,660,000)	530,900	5,349,100 (2,660,000)

（ ）は起債発行限度額のうち、資本費平準化債発行額を示す。

第2表 地方債補正（浄化槽勘定）

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄化槽費	千円 42,000	<p>借入先 ・財務省 ・その他</p> <p>借入方法 ・普通貸借 ・証券発行</p> <p>借入時期 平成24年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。</p>	<p style="text-align: center;">年 5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。</p>

平成 2 4 年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 2 4 年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条

歳入歳出予算の総額 3 5 , 0 8 8 , 0 0 0 千円から歳入歳出それぞれ 7 9 , 7 5 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 , 0 0 8 , 2 5 0 千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,137,247	千円 250	千円 6,137,497
	10 国庫補助金	339,578	250	339,828
40 繰入金		5,415,476	80,000	5,335,476
	5 一般会計繰入金	5,408,000	80,000	5,328,000
歳入合計		35,088,000	79,750	35,008,250

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 946,985	千円 80,000	千円 866,985
	5 総務管理費	312,264	43,000	269,264
	15 介護認定審査会費	594,092	37,000	557,092
35 諸支出金		35,179	250	35,429
	10 諸費	0	250	250
歳 出 合 計		35,088,000	79,750	35,008,250

平成24年度相模原市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度相模原市簡易水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額306,000千円から歳入歳出それぞれ49,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 53,000	千円 23,000	千円 30,000
	10 国庫補助金	53,000	23,000	30,000
40 諸収入		6,500	2,800	3,700
	10 雑入	6,500	2,800	3,700
45 市債		106,000	23,400	82,600
	5 市債	106,000	23,400	82,600
歳入合計		306,000	49,200	256,800

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 簡易水道事業費		千円 262,169	千円 49,200	千円 212,969
	5 簡易水道事業費	262,169	49,200	212,969
歳 出 合 計		306,000	49,200	256,800

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
簡易水道事業費	106,000	23,400	82,600
計	106,000	23,400	82,600

平成24年度相模原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度相模原市農業集落排水事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額42,000千円から歳入歳出それぞれ10,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 県支出金		千円 13,300	千円 10,000	千円 3,300
	5 県補助金	13,300	10,000	3,300
歳入合計		42,000	10,000	32,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 農業集落排水事業費		千円 30,940	千円 10,000	千円 20,940
	5 農業集落排水事業費	30,940	10,000	20,940
歳 出 合 計		42,000	10,000	32,000